

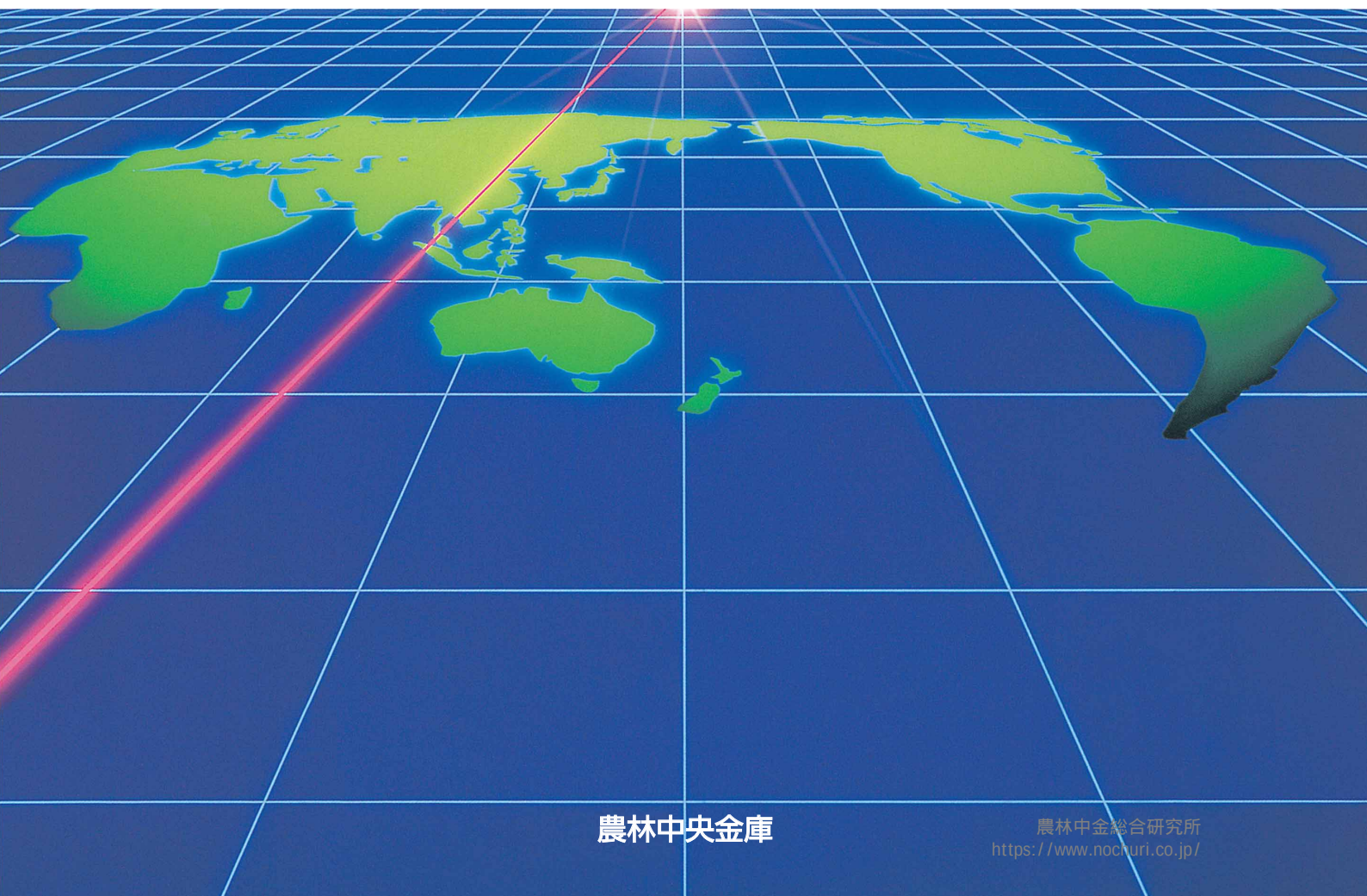
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023 **9** SEPTEMBER

## 集落組織存続への対応と協同組合再考

- 農家の高齢化・減少に集落組織はどう対応するか
- 経済学の見直しと協同組合への示唆
- 協同組合主義再考



## 協同組合の未来を想像してみる

国際協同組合同盟（ICA）の呼びかけのもと、7月の第1土曜日を国際協同組合デーとして、世界中の協同組合が様々なイベントを行っている。日本では2023年7月4日に記念中央集会が開催された。この集会では、2021年12月のICAソウル大会を起点に、協同組合のアイデンティティについて改めて学び、検討するための世界的協議が始まっていることが紹介され、「これからの協同組合について話し合おう！」をテーマにワークショップも開催された。1995年に協同組合のアイデンティティが公表されてから30年近い年月が流れたが、この間、デジタル化が飛躍的に進展し、協同組合の世界でも「プラットフォーム協同組合」といった新しいタイプの組合が設立されている。こうした変化等を踏まえて、アイデンティティについて改めて考えることは非常に重要だと考えられる。

それではさらに30年ほど時間がたつと、日本の協同組合はどのように変化しているのだろうか。このコーナーは「論文」を掲載する欄ではないことを言い訳に、いくつかの予測データをもとに想像を膨らませてみたい。

2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によれば、日本の総人口は、2020年国勢調査による1億2,615万人から2070年には8,700万人に減少し、その1割程度を外国人が占めるようになる。総人口に占める65歳以上人口の割合は、2020年の28.6%から2070年には38.7%へと上昇するが、その数自体は2043年の3,953万人で頭打ちとなる（いずれも出生中位・死亡中位推計）。また、国土交通省による「2050年の国土に係る状況変化」には、2050年までに全市区町村の約3割が2015年人口の半数未満になるとの推計が掲載されている。

ということは、人口減少に伴い協同組合の組合員も減少する可能性が高いが、人口に占める組合員の比率を高めることができれば、組合員数の減少に歯止めをかけることができるかもしれない。ただしその場合でも、高齢者や外国人の組合員の比率は高まっていくのだろう。外国人や高齢者が自らのニーズを充たすために協同組合を設立するケースが増えるかもしれない。既に進行中とも言えるが、中山間地等を中心に人口減少が進む地域では、合併なしでの存続が厳しくなり、組合数は減少するだろう。しかし一方で、足元で農村RMOといった組織に注目が集まっているように、地域での暮らしを維持していくために新しい協同組合を設立しようという動きが進むかもしれない。

各地で空き家問題の解消が必要であることや、テレワークの進展で働く場所を自由に決められるようになりつつあることから、複数の拠点を移動しながら生活する人が増えることも考えられる。協同組合は一般に地区を定めているが、人の動きとともに、事業を実施する地区についても柔軟な設定が必要になるのかもしれない。さらにオンラインベースでプラットフォーム協同組合を成立したいというニーズが日本でも高まる可能性もある。このように考えると、社会の必要性に合わせて、柔軟に協同組合を設立できるようにする重要性が増していくとみられる。

（株）農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長

重頭ユカリ・しげとう ゆかり

今月のテーマ

集落組織存続への対応と協同組合再考

協同組合の未来を想像してみる

今月の窓

(株) 農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長  
重頭ユカリ

集落組織の農を核にした地域住民との連携

農家の高齢化・減少に集落組織はどう対応するか

斉藤由理子 — 2

規律と創発への着目

経済学の見直しと協同組合への示唆

小野澤康晴 — 21

古くて新しいもの

協同組合主義再考

明田 作 — 40

談話室

JAに対して人的資本投資の  
可視化を求める意見に思うこと

一般社団法人 日本協同組合連携機構 常務理事 藤井晶啓 — 54

本棚

河原林孝由基・村田 武 著  
『窒素過剰問題とドイツの有機農業』

中島紀一 — 56

統計資料 — 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 農家の高齢化・減少に集落組織は どう対応するか

——集落組織の農を核にした地域住民との連携——

特別理事研究員 斉藤由理子

## 〔要 旨〕

農業集落の農家戸数が5戸以下など一定水準を下回ると、集落組織の存続が難しくなり、集落の機能も低下する懸念がある。農家が高齢化し、減少する状況において、集落組織が活動を継続するためにはどうしたらよいか。神奈川県秦野市のJAはだの管内の生産組合と、岩手県盛岡市のJAいわて中央管内の黒川農家組合という都市近郊の事例から考えてみた。

第1に、集落組織の構成員数を維持することであり、農協の一戸複数組合員制、准組合員の集落組織加入などが考えられる。また、農家の世帯主だけでなく、農家の女性、子弟など様々な層が集落組織の活動に関わることで、人数の確保だけでなく、活動の幅を広げることにも可能になる。第2に、准組合員、地域住民などの非農家とともに活動することである。事例では、基本的に農を核にした活動が行われていることが興味深い。第3に、他の地域組織との連携である。第4に、農家が集落組織の核として存在し、農家間が強い関係性を持つことである。第5に、集落組織の組合員が協同活動や助け合い、農業や地域の振興に関わることが重要という意識をもつことである。

集落組織に関わる活動に、多様な構成員、様々な農業との関わりを持つ人々が参加して、ともに活動することが、地域の活性化にもつながることを期待したい。

## 目 次

### はじめに

#### 1 農業集落における農家数の減少とその影響

- (1) 農家率の低下と農家数の減少
- (2) 集落組織の減少と集落機能の低下

#### 2 JAはだの生産組合（神奈川県秦野市）

- (1) JAはだの概要
- (2) 生産組合の体制
- (3) JAはだによる生産組合に係る取り組み
- (4) 峠生産組合（農村部）
- (5) 上大槻生産組合（中間地帯）
- (6) 鶴巻中部生産組合（都市部）

#### 3 黒川農家組合（岩手県盛岡市）

- (1) 黒川地区の概要
- (2) 黒川農家組合の体制
- (3) JAいわて中央による農家組合への支援
- (4) 黒川農家組合の活動
- (5) 農家と非農家の交流の経緯
- (6) りんご畑deコンサート
- (7) 多彩な活動の背景

#### 4 農家数減少下で、集落組織が活動を行う条件 むすびにかえて

## はじめに

実行組合や農家組合、支部など、地域によって様々な名称を持つ集落組織は、その多くが農業集落を基盤とし（注1）（注2）、農家を中心とした組織である。集落組織は、主に農業関連の活動を行うが、地域資源の保全・管理や寄り合いなどのコミュニティ機能にも中心的な役割を果たしてきた。また、水田の作付状況の確認など農政の実行組織としても機能している。

多くの農協は集落組織を農協の基礎組織として位置付け、農協事業の推進や農協から組合員への情報伝達などに活用してきたが、これらの機能は近年、農協の職員が行うことが多くなっている。しかし、現在でも、組合員の農協への意思反映において、集落座談会、総代や役員候補の選出などの重要な部分を担っている。

しかし、農家の高齢化と減少が一段と進んだことから、2020年には全国で農家戸数9戸以下の農業集落が過半となり、5戸以下の集落も3割に上る。一定水準以下まで集落内の農家戸数が減少した場合には、農家中心の集落組織の維持が難しくなり、また、集落における地域資源の保全機能や寄り合いなどのコミュニティ機能も弱体化する懸念がある。

では、集落組織を維持し、必要な活動を行うために、さらに地域の活性化につなげるためには、どのような選択肢が考えられるだろうか。本稿では、近隣組織との統合

など組織の変更ではなく、現状の組織が継続する場合のあり方を検討する。（注3）

第1節で、農業集落の農家数の減少とその影響について確認し、次に、第2節では、集落組織を重視して数々の支援・施策を行ってきた、JAはだのの事例、第3節では農家が非農家とともに地域活動に取り組む、黒川農家組合の事例を紹介する。そして、第4節では、これらの2つの事例を参考に、農家の高齢化・減少への集落組織の対応を検討する。

（注1）農林水産省「農林業センサス」による農業集落の定義は、「市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会」である。

（注2）集落組織数と農業集落数を比較すると、農林水産省「総合農協統計表」による「集落組織数」は2020事業年度114,612、同「農林業センサス」による「農業集落数」は2020年138,243である。農業集落には入らない市街地にも集落組織はある。また農業集落の中に、集落組織がない、一つの集落組織がある、または複数の集落組織がある可能性や複数の農業集落をまたがる集落組織があるという可能性がある。

（注3）集落組織の再編、再構築の事例は、斉藤（2005）、同（2009）で紹介した。

## 1 農業集落における農家数の減少とその影響

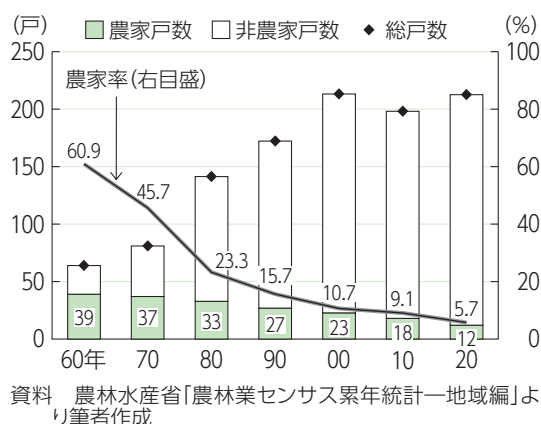
### （1）農家率の低下と農家数の減少

まず、農業集落における農家率の低下、その背景にある農家の減少と非農家の増加について、長期的な動向をみてみよう（注4）。

1960年には農業集落の総戸数に占める農家の比率（農家率）は60.9%であったが、2020年には農家率は5.7%まで低下した。

第1図にみられるように、農業集落にお

第1図 農業集落の平均戸数と農家率



ける農家率の低下は、都市化による非農家の増加と、離農・高齢化・後継者不足による農家の減少という2つの要因からなる。

非農家戸数は高度経済成長期を含む1970年代が増勢のピークで1990年代まで増加を続けたのち、2000年以降、ほぼ横ばいとなった。一方、農家戸数は減少を続け、減少率は拡大傾向にある。特に、2010年代には1960年代以降最大の△32.3%の減少率となり、2020年の農業集落の平均農家戸数は12戸まで低下した。

農業集落数は減少しているため、農業集落の平均農家戸数の減少は、農家数全体の減少による。「農林業センサス」によれば、2020年の販売農家は2010年に比べ△37.0%減少して103万戸となり、自給的農家を合わせた総農家数は同じく△30.9%減少して175万戸となった。昭和一桁世代がリタイアした後、農業就業人口の中心となっている団塊の世代を含む世代（1946-1955年生まれ）は2021年から後期高齢者へ移行をはじめ、その次の世代の山は見当たらないため、今後も農家数の減少は続くと考えられる。

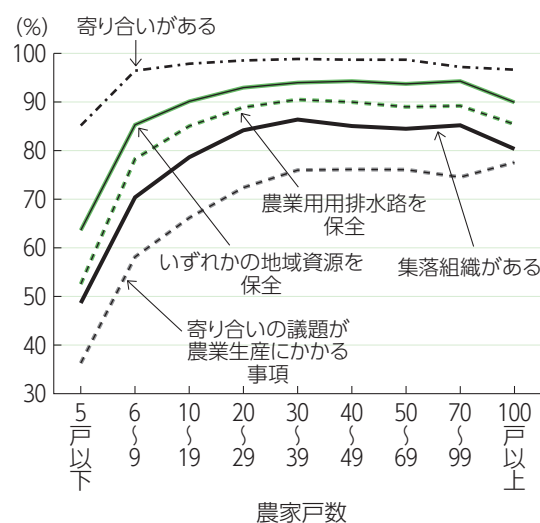
（注4）「農林業センサス」の調査対象となる農業集落は、2005年において大幅な変更をしたことを含めて、各調査時点で調査対象が異なっているため、調整なしには調査時点間での厳密な比較はできないことに留意する必要がある。詳細は「2020年農林業センサス、第7巻農山村地域調査報告書」の「利用者のために」および、橋詰（2015）P15-16を参照されたい。

## (2) 集落組織の減少と集落機能の低下

農業集落における農家数の減少は、集落組織の減少と集落の様々な機能の弱体化につながる。

第2図のとおり、集落組織（注5）のある農業集落の割合は、農家戸数が20戸以上の場合には8割超であるが、6-9戸では7割、5戸以下では5割を切る。農業生産にかかる事項を寄り合いの議題とする集落の割合は農家戸数6-9戸で6割弱、5戸未満では3割台に低下する。地域資源の保全をする割合は10戸以上では9割台であるが、6-9戸では8割台に、5戸以下では6割台に低下する。地域資源のうち農業用

第2図 農家戸数規模別の集落機能の有無別農業集落数割合（2020年）



用排水路の保全をする集落の割合は、20戸以上では9割に対し、6－9戸では8割、5戸以下では5割に低下する。

このように集落組織の存続や集落機能の低下が顕著となる農家戸数5戸以下や9戸以下の農業集落は、総戸数が小規模な山間農業地域や中間農業地域だけでなく、総戸数は大規模で集落存続のリスクが小さい都市的地域や平地農業地域でも、比較的高い割合を占めるようになった(注6)。第1表のとおり、2020年において、農家戸数5戸以下の農業集落の割合は、都市的地域で30.4%、平地農業地域で22.1%、中間農業地域で33.8%、山間地域で46.3%となっている。農家戸数9戸以下の農業集落の割合は、最も低い平地農業地域でも40.8%に上る。

(注5)「農林業センサス」の「実行組合」は「集落組織」と同じ組織を指していると考えられるので、本稿では「実行組合」を「集落組織」と記述している。

(注6) 橋詰(2015)は、特に山間農業地域において、農業集落を構成する世帯数(総戸数)が減少して集落の小規模化が加速し、集落機能が低下していることについて、詳細に分析している。

## 2 JAはだのの生産組合 (神奈川県秦野市)

### (1) JAはだのの概要

JAはだのは1963年に秦野市内の5農協が合併して誕生した。1966年には市内の2農協が二次合併し秦野市内の農協が一本化して、秦野市全体が業務エリアとなった。

秦野市は、神奈川県西部に位置し、面積は103.76km<sup>2</sup>、北部の丹沢山塊と南部の渋沢丘陵とそれらに挟まれた盆地からなる。JA発足当時は葉タバコ、落花生などの畑作物中心の農村であったが、新宿から私鉄で約1時間という大都市近郊であることから、都市化・宅地化が進行した。

秦野市「人口と世帯」と「農林業センサス」によれば、2020年の秦野市の総世帯数は72,223世帯(3月時点)、農家戸数は984戸、販売農家戸数は495戸である。総世帯数を100%とすると農家率は1.3%、販売農家率は0.7%、非農家率は98.7%である。

2023年2月末のJAはだのの正組合員は2,753、准組合員は11,562、准組合員比率は

第1表 農業地域類型別農業集落の総戸数と農家戸数(2020年)

|        | 農業<br>集落数 | 平均<br>総戸数<br>(a) | 平均<br>農家戸数<br>(b) | 農家率<br>(b/a) | 総戸数規模別集落数<br>(構成比) |       | 農家戸数規模別集落数<br>(構成比) |      |       |
|--------|-----------|------------------|-------------------|--------------|--------------------|-------|---------------------|------|-------|
|        |           |                  |                   |              | 9戸以下               | 29戸以下 | 5戸以下                | 9戸以下 | 29戸以下 |
|        |           |                  |                   |              |                    |       |                     |      |       |
| 計      | 138,243   | 213              | 12                | 5.8          | 7.8                | 31.8  | 32.6                | 52.1 | 92.2  |
| 都市的地域  | 29,743    | 682              | 13                | 2.0          | 1.4                | 6.0   | 30.4                | 48.2 | 90.2  |
| 平地農業地域 | 33,707    | 113              | 15                | 13.4         | 3.7                | 22.0  | 22.1                | 40.8 | 88.5  |
| 中間農業地域 | 48,010    | 83               | 12                | 13.9         | 7.9                | 38.4  | 33.8                | 53.9 | 93.6  |
| 山間農業地域 | 26,783    | 49               | 9                 | 17.5         | 19.9               | 60.7  | 46.3                | 67.7 | 96.8  |

資料 第2図に同じ

81%である。組合員数14,315は全国平均の8割にあたる。

## (2) 生産組合の体制

JAはだの管内の集落組織の名称は生産組合である。2022年度末現在、生産組合は小字単位を基本に120ある。1966年にJAはだのが秦野市全域の農協となり生産組合数が122となって以来、その数はほとんど変わっていない。また、後に詳述するが、基本的に生産組合に全組合員が加入するので、2023年の組合員数を生産組合数で割ると、一組合あたりの構成員は119人、うち正組合員は23人である。

生産組合の役員は、通常、生産組合長と内部役員である。生産組合長のうち、JAの7地区ごとに3人ずつ、21人が代表生産組合長となり、定期的にJAはだのとの会合を持っている。内部役員は生産組合内の各エリアを担当して、組合員への資料の配布や座談会等への声かけを行っている。

## (3) JAはだのによる生産組合に関する取り組み

### a 生産組合への准組合員の加入

都市化の進展に際し、JAはだのは准組合員を正組合員と区別しない方針をとることとし、生産組合には、基本的に、正組合員だけでなく准組合員も加入する。組合員が農協に加入する場合、農協に提出する「組合員加入申込書」には、生産組合の名前が書かれており、また、生産組合長の確認欄があつて、生産組合長が新しい組合員の加

入を確認し、署名することとなっている。新興住宅地などで准組合員だけしかおらず生産組合がない地域では、資料の配布や座談会への出席の呼びかけなどを行う協力委員を、JAから准組合員に依頼して、協力組織を作っている。4つの協力組織に准組合員が加入している。

『秦野市農協二十年史』によれば、合併前の農協では生産組合、生活班、実行組合、支部など集落組織には様々な呼び名であったが、合併後に生産組合に統一された。また、235頁には「昭和40年代初め、一生産組合の平均組合員数は、正組合員24人、准組合員8人であり合計で32人であった。」という記述があるので、その当時から、准組合員全員を含むかは不明だが、准組合員を含む生産組合はあったようだ。

高度成長期を経て、准組合員比率が全国平均で4分の1に達するようになった1981年に、全中は「都市農協組合員組織研究会」を設置し、1982年に農協が准組合員に対する具体的対応を進めるにあたって準拠すべき事項を「農協の准組合員対応」として取りまとめた。

宮永(2018)によれば、1982年1月の「JAの准組合員対策討論会」において、当時のJAはだのの組合長は、「准組合員対策というのはそのまま正組合員対策であつて、正とか准とか区別すること自体に問題がある。協同活動の中にどのように組み込んでいくかが大切だ。」と意見を述べた。それ以降、JAはだのでは、正・准組合員を区別しない対応をしており、正・准組合員からの賦課

金徴収、生産組合への准組合員加入、准組合員の総会および春・秋座談会への出席、組合員教育活動への参加、職員による組合員全戸訪問、機関紙「JAはだの」の全組合員への配布が行われ、引き継がれてきた。

新規加入の組合員を対象に、JA支所では「組合員のつどい」が開催され、協同組合とは何か、またJAはだのの組織や事業について、支所長や支所の次長が説明をする。組合員加入時には、JAはだのの組合員となるメリット、本所・支所支店の一覧、JAの事業、活動、運営の基本理念などをまとめた「JAはだの まるごと利用ガイド」が組合員に渡される。

生産組合に准組合員も加入する歴史は、1980年代からとしても、約40年にわたっている。

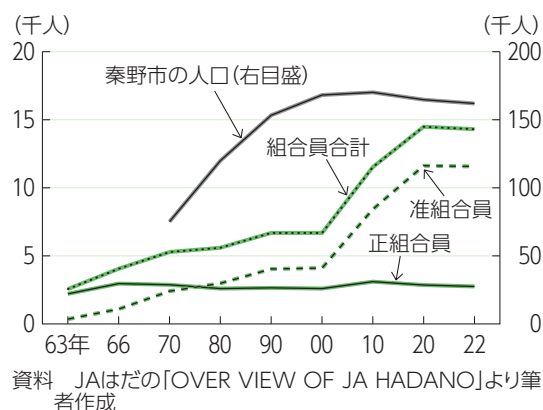
#### b 組合員の加入促進と多様な農業の担い手育成

JAはだのでは2000年から農家の世帯主だけでなく、子弟や女性も正組合員にする一戸複数組合員制を進めてきた。また、2003年3月から組合員総数10,000人以上、および正組合員の25%以上を女性とすることを目標とする組合員加入促進運動に取り組み、2007年には目標を達成した。(第3図)

また、JAはだのは新規就農者をはじめとした、多様な農業の担い手育成や、農に関わる人の裾野を広げる取組みを、積極的に進めてきた。

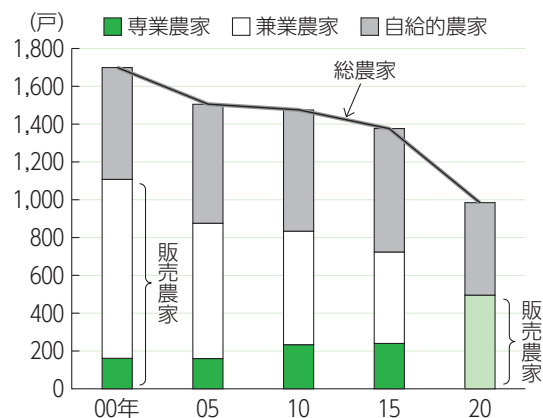
はだの都市農業支援センターは、秦野市、秦野市農業委員会、JAはだののそれぞれの

第3図 JAはだのの組合員数と秦野市の人口



農業支援に関する機能を一本化して2005年に設立され、2005年12月から「はだの市民農業塾」が開設されている。市民農業塾には、定年帰農や新規就農希望者を対象とした新規就農コース、市民農園の利用者と利用希望者を対象とした基礎セミナーコース、農産加工セミナーコースがある。このうち、新規就農コースの修了者は、2022終了年度までの累計で100人となり、就農者は85人に上る。第4図にみられるように、秦野市の専業農家は2005年の160人から2015年に

第4図 秦野市の農家数



は240人へと80人増加しており、農業塾の効果が現れているとみられる。新規就農コースの修了者のなかから、生産組合に所属して代表生産組合長を務める者もでている。市民農園希望者を対象とした基礎セミナーコースの修了者は、累計で同じく2022年度までに274人に上っている。

JAはだのでは市民農園や農業体験農園も運営しており、組合員になれば、市民農園で育てた野菜をJAはだのの直売所「はだのじばさんず」に出荷することもできる。

さらに、より容易に農業に触れるために、種まきと収穫が楽しめる「農園オーナー制度」や「収穫体験」の情報を入手できる、会員組織「はだの農業満喫CLUB」もある。

JAはだののこれらの取組みは、生産組合の構成員数を維持するとともに、准組合員を含めた組合員の、農業との関係性を深めるものである。後述のとおり、新規就農者や自給的な農業に取り組む准組合員を、地域で農家がサポートしており、生産組合における正組合員と准組合員、既存の農家と新規就農者との関係強化にもつながっているといえるだろう。

### c 集落座談会

JAはだのでは、准組合員も含めた組合員の、JAへの意思反映の機会として、集落座談会を大切にしている。集落座談会は春と秋に開催する。正・准組合員とも最寄りの自治会館などの会場で座談会に参加することになっているが、日中参加しにくい組合員のために、JA本所の2階でも座談会を開

催する。生産組合長は、会場の予約、生産組合の組合員への声かけ、司会を担当している。

集落座談会開催の前には、機関紙「JAはだの」（全組合員に配布）で、春には年間の実績と今後の計画、秋には上半期の状況をわかりやすく説明して、座談会への出席と意見・要望を出すことを呼びかける。開催後には「JAはだの」に、座談会での組合員からの意見とそれに対する回答について、同様の意見はまとめて掲載する。全ての意見・要望とその対応は、支店・支所の閲覧用冊子で見ることができる。

2023年春の座談会は81会場で開催し、940人が参加した。コロナ禍前の1,300人と比較すると参加者は減少したが、629件と比較的多くの意見・要望が寄せられた。

### d JAはだのによる生産組合への支援

JAはだのは生産組合を基礎組織として重視して、組織問題審議会で何度も生産組合の名称や、組織の充実、活性化などについて検討し、様々な支援を行ってきた。

#### (a) 資金的な支援

JAはだのから生産組合への資金的な支援としては、代表生産組合長手当、生産組合長手当、生産組合活動費（内部役員活動費、全体活動費）、協力員手当（協力員活動費、全体活動費）、生産組合活動活性化助成がある。

生産組合活動活性化助成とは、生産組合総会、視察研修会、健康教室を実施した生

産組合に、それぞれ助成が行われるものである。総会についての助成を受ける場合には、事前にJAに報告し、総会後に収支と活動についての報告書と計画書をJAに提出する。視察研修会の研修先は農業関連施設として生産組合で定め、JA旅行事業を利用する。JAの提案するモデルコースを利用することもできる。健康教室は神奈川県厚生連の保健師を講師として開催する。コロナ禍前には7割の生産組合がこれらのうち何らかの助成を活用していた。

以上を合計した、JAはだの2022年度の生産組合への資金的支援は1,646万円であった。

#### **(b) 生産組合活動支援体制**

支所職員（主にLA〔ライフアドバイザー〕）が、大字単位でいくつかの生産組合の事務局を担当し、活動活性化に向けて会計、企画、通知・連絡等の補佐を行っている。

#### **(c) 生産組合規約の提案**

生産組合の活性化のため、各生産組合が規約を作ること、2007年に代表生産組合長会議で検討し、翌2008年に生産組合長会議でも意見・要望の把握と検討が行われた。そのうえで、2009年にJAから「生産組合規約（例）」を生産組合に提案した。これに基づいて規約を作った生産組合も、作成しない生産組合もあった。

#### **(d) 生産組合役員に対する研修**

生産組合役員研修会を生産組合長や内部

役員を対象に実施している。また、組合員講座は生産組合の役員のみを対象としたものではないが、ほぼ全ての生産組合長が受講している。

#### **(e) モデル生産組合の紹介**

地域別のモデル生産組合を紹介したこともある。農村部の峠生産組合、中間地帯の上大槻生産組合、都市部の鶴巻中部生産組合の3つの生産組合の活動内容を、生産組合役員研修会で紹介した。なお、これらの地域区分はJAはだのによる。

以下では、これら3つの生産組合について、准組合員との関係も含めて、紹介する（主に、2023年5月29日の聞き取り調査による）。

### **(4) 峠生産組合（農村部）**

#### **a 生産組合の概要**

峠生産組合は、小田急線の渋沢駅から約3kmの距離の、小高い山と樹林に囲まれた集落にある。集落は47戸からなっており、農家が過半を占めており、JAはだの組合員でない数戸を含む。農家の多くは段畑で露地野菜を栽培しており、うち販売農家は5戸である。

峠生産組合の構成員のうち正組合員は42人、31戸であり、正組合員は60歳代から80歳代で、平均年齢は約70歳である。准組合員は7人で、正組合員でなくなった農家や住宅ローンを借りて准組合員となった人が含まれている。

役員は、生産組合長1人（75歳）と内部

役員3人（全て70歳代）で、内部役員はそれぞれ上、中、下の地区ごとの3班を担当している。役員は4人とも正組合員であり、世帯主で親から農家を引き継いでいる。

現生産組合長は野菜生産者で、10年連続して生産組合長を務めたのち、1年間あけて1年後に再び組合長となり、現在までに11年間組合長を務めている。

## **b 生産組合の活動**

### **(a) 農道の草刈り**

農道の草刈りは集落全体のことなので、正組合員だけでなく、准組合員も参加する。

### **(b) 農道の整備・舗装**

農道の整備・舗装は毎年実施するものではないが、生産組合がJAはだのを通じて秦野市に要望して、市から砂利やコンクリートの現物支給を受けて、農家が施工している。

日本農業新聞（1999、2001、2006）によれば、1999年と2001年に、未舗装で道幅が狭く自動車が通れなかった道路の道幅を拡大、鉄パイプや銅板などで補修し、砂利を敷いた後、コンクリートを一輪車で運び込み、ならしている。2006年には、急傾斜で未舗装の農道を舗装するため、市からコンクリートの現物支給を受け、組合員が3か所の農道にコンクリートを流し込み、10cmの厚さにならした。

### **(c) 鳥獣害対策の電気柵設置**

2010年に、はだの都市農業支援センター

が指導し、峠生産組合の農家22人が参加して、農地に電気柵を設置、総延長1.5kmの電気柵で5haの農地を囲んだ（日本農業新聞（2010））。

また、いのししと鹿が増えているため、生産組合が所有する箱罟を使って捕獲をしている。

### **(d) 視察研修会**

コロナ禍前には視察研修会を行っており、夫婦でも参加していた。

### **(e) 会議**

農道の草刈りや電気柵の設置の前などその都度、組合員が集まって、話し合っている。

### **(f) 集落座談会**

コロナ禍前には春の座談会に20数人が出席していたが、2023年4月には10人の参加にとどまった。出席者は全て正組合員で、男性の世帯主であり、准組合員の出席はなかった。

集落座談会のあとにはお茶で懇親会を行っている。

### **(g) 総代、役員候補の推薦**

峠生産組合から10人の総代を推薦するが、近年、総代や役員を頼みにくくなっている。

## **c 准組合員・地域住民との共同活動**

生産組合長は准組合員の状況を把握しており、農道の草刈りなど集落全体にかかる

活動については、准組合員も参加している。ただし、農道の舗装や鳥獣害対策は、これまでの経験を活かして農家中心に行われている。

また、中山間地域等直接支払交付金を、農家だけでなく地域住民を含めた組織で活用していたが、高齢化で継続が難しくなり、現在では利用していない。

## **(5) 上大槻生産組合（中間地帯）**

### **a 生産組合の概要**

上大槻生産組合のある集落は、約300戸からなり、集落内には市街化区域も市街化調整区域もあって、畑と水田がある。

生産組合の構成員は正組合員が32人（15戸）、准組合員58人で合計90人である。正組合員の農家は平均的に田を20～30a、畑を30～50a所有している。正組合員は70歳代と80歳代が6～7割を占めている。

准組合員が増加する一方、正組合員は減少している。高齢の正組合員が農協を脱退した場合に、その息子が組合員資格を引き継がないことが多いため、正組合員数は減少し、農地は耕作放棄地になっている。

生産組合の役員は、生産組合長1人と内部役員4人で、内部役員のうち1人は会計担当。役員は全員正組合員である。現組合長は9年間生産組合長を務めている。酪農経営の後、現在は酪農ヘルパーを務め、JAはだのの監事でもある。

生産組合の下に、トラクター組合、田植機組合、コンバイン組合があり、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台を共

同で所有している。

### **b 生産組合の活動**

#### **(a) 農業機械整備講習会**

隔年で、生産組合を対象に、JAはだの農業機械センターは農業機械整備講習会を開催している。生産組合ごとに組合員が集まって、講習を受けるとともに、共有のコンバイン、トラクターや個人の農機具を持ち込み、整備してもらう。講習会には准組合員も参加し、家庭菜園のために持っている農機具を持ってきて、オイル交換をしてもらう。オイル交換など軽微な整備は無料だが、コンバインの修理は有料である。

3月末でちょうど花見の季節なので、午前中に整備講習会が終わった後に、お昼の食事をしてお花見を行っている。

2022年には15人参加したが、2023年は9人の参加で、うち正組合員7人、准組合員2人であった。

#### **(b) 苗伏せ**

手動の種まき機を生産組合で所有しており、農家5戸が共同でそれを使って育苗箱に水稻の種を撒いていく。以前は15戸以上が参加していた。

#### **(c) 新年会、忘年会**

コロナ禍前には行っており、正組合員だけでなく、准組合員も参加する。准組合員では、特に家庭菜園で農作業をしている人がよく参加している。

#### (d) 視察研修会

視察研修会は隣の中里生産組合と一緒に  
行っている。日帰りバスでJAによるモデル  
コースを利用して行っているが、だんだん  
参加人数が少なくなっている。

#### (e) 健康づくり教室

厚生連の講師を招いて健康づくり教室を  
開催している。

#### (f) 集落座談会

2023年春の座談会には15人が出席した。  
正組合員 7 割、准組合員 3 割、男性 6 割、  
女性 4 割の参加。70歳以上が 7 割を占め、  
75歳以上が 3 割。世帯主が勧めない限り、  
次世代は出席しにくい状況である。

集落座談会の前に、生産組合長は組合員  
に出席するよう声掛けをしている。

春の座談会後には、お茶やお酒を飲みな  
がら、苗伏せをいつやるかなどを話し合っ  
ている。コロナ禍で集まりがなかったため、  
2023年春の座談会は、コロナ禍が落ち着いた  
時期で、みんなで集まるちょうどよい機  
会となった。これからコロナ禍前の状況に  
戻していく予定である。

#### (g) 総代、理事の推薦

上大槻生産組合から総代 6 人を推薦して  
おり、現在、総代になっているのは、生産  
組合長 1 人、内部役員 3 人、若い正組合員  
2 人である。

理事は、上大槻を含む本町を上と下に分  
けて 1 人ずつ、生産組合長会議で推薦する。

生産組合長が集まって話し合い、こうい  
う人がいるからお願いしてみようというこ  
とになる。

#### c 准組合員、地域との関係

家庭菜園をやっている准組合員は、野菜  
づくりでわからないことがあれば農家に尋  
ね、農家は相談に対応している。

生産組合では、行事の連絡をそのエリア  
の内部役員を通じて准組合員に連絡してい  
る。以前は役員が生産組合の組合員の名簿  
を見て、カレンダーを配っていたが、個人  
情報保護法の関係で見ることができなくな  
っている。

約30年前には、市から舗装の材料の支給  
を受けて、生産組合員全員で農道の舗装工  
事を行った。

自治会の美化清掃で草刈りを頼まれば、  
農家は草刈り機を所有しており、作業にも  
慣れているため、引き受けている。神社の  
枝刈りにも協力している。

#### (6) 鶴巻中部生産組合（都市部）

##### a 生産組合の概要

生産組合のある集落は、小田急線の鶴巻  
温泉駅にほど近い住宅地にある。住宅地の  
なかに畑が点在し、住宅地の東側に水田が  
広がる。兼業農家が多いが、梨の専業農家  
には後継者もいる。水田のうち高齢化で農  
業ができなくなった農家から頼まれ、営農  
組合が耕作している面積が 5 - 6 ha ある。

生産組合の構成員は正組合員 40 人（25  
戸）、准組合員 285 人、合計 325 人である。正

組合員で最も若い人は50代後半で、中心は60歳代から70歳代である。

生産組合の役員は組合長1人と内部役員4人で、内部役員のうち1人が会計担当である。現組合長は公務員であったが、定年後専業農家となって水田と畑地での農業経営を行っている。

## b 生産組合の活動

### (a) 総会の開催

年度末の3月の総会で事業活動の報告と会計報告を行い、4月の総会で年間計画を決定する（第2表）。

### (b) 視察研修会

7月か8月に視察研修会（研修旅行）を行う。鶴巻地区の4生産組合で合同して実

施することもある。

### (c) 集落座談会

2023年の春の座談会には、正組合員中心に20人が出席したが、准組合員も含まれていた。

### (d) 新年会、忘年会

コロナ禍の前には両方行っていたが、コロナ禍により、新年会か忘年会のどちらかを行うことになった。一戸複数組合員制ではあるが、懇親会への参加は男性中心である。

### (e) 懇親会

収穫慰労会を稲刈り後の反省会として開催しており、JAの支店長や支店職員にも参

第2表 令和5年度鶴巻中部生産組合事業計画書(案)

| 月   | 場所      | 区分            | 内容                               |
|-----|---------|---------------|----------------------------------|
| 4月  | 上旬 自治会館 | 内部役員会         | 総会、令和5年度事業計画(案)について他             |
|     | 上旬 自治会館 | JA春の座談会       | 終了後懇親会                           |
|     | 中旬 寿司店  | 総会            | 事業報告・会計報告について、令和5年度事業計画(案)について他  |
| 5月  | 上旬 自治会館 | 内部役員会         |                                  |
| 6月  | 上旬 自治会館 | 内部役員会         | 生産組合費徴収、懇親会について他                 |
|     | 下旬      | 懇親会           |                                  |
| 7月  | 上旬      | 営農組合研修会反省会    |                                  |
|     | 上旬 自治会館 | 内部役員会         | 夏の研修旅行について他                      |
| 8月  | 下旬      | 夏の研修旅行        |                                  |
| 10月 | 上旬 自治会館 | JA秋の座談会       | 終了後懇親会                           |
|     | 上旬 自治会館 | 内部役員会         | 収穫慰労金について他                       |
|     | 下旬 自治会館 | 収穫慰労会(米出荷反省会) |                                  |
| 11月 | 上旬      | 四生産組合研修会反省会   |                                  |
|     | 上旬      | 内部役員会         | 農政活動協力金徴収、大山阿夫利神社献穀について、忘年会について他 |
| 12月 | 上旬      | 忘年会           |                                  |
| 2月  | 上旬      | 内部役員会、新組合長選出  | 総会、他                             |
| 3月  | 上旬      | 総会            | 事業報告、会計報告                        |

資料 鶴巻中部生産組合資料より、筆者作成

加の声をかけている。JAの座談会や研修会の後にも懇親会を行っており、様々な機会をとらえて、生産組合内のコミュニケーションを図っている。下記のような組合員同士の助け合いには、こうしたコミュニケーションも役立っていると考えられる。

なお、コロナ禍前までは、JAはだのが総会を開催していたので、総会終了後に、出席した組合員が自治会館で反省会を行っていた。当日生産組合の役員は先に引き上げて地区の会館で飲み物を用意した。ただし、JAはだのでは、コロナ禍で書面開催となったため、総会の開催が難しくなり総代会に移行した。このため、総会後の生産組合での反省会も現在は行っていない。

#### (f) 生産組合の農家組合員の助け合い

組合員同士で情報交換や農産物の交換が行われており、農機具の貸し借りもする。重機を持つ組合員に、他の組合員から重機を扱う仕事を頼んだ場合に、重機の使用と作業にかかる費用について、業者に頼むよりも安く引き受けている。

体調が悪い人の農作業を手伝い、男性がいない農家の枝打ちを何人かで手伝うこともある。

定年後に市民農業塾の就農コースを受講して農業を始めた人には、集落の集まりに顔を出せば、組合員が教えるので、わからないことがあれば聞くようにとアドバイスが行われている。

このような農家の助け合いが、生産組合の年長者から引き継がれ、自然と行われて

いる。

#### c 准組合員との関係

集落座談会などの活動に准組合員はほとんど参加していない。

個人情報保護法の施行により、生産組合では准組合員の住所を把握しておらず、JA職員が組合員訪問日にチラシを配ることで、座談会等の情報を伝えているが、生産組合の役員から准組合員へ出席を促す声かけはできていない。

### 3 黒川農家組合(岩手県盛岡市)

#### (1) 黒川地区の概要

黒川農家組合は、JAいわて中央管内の集落組織であり、岩手県盛岡市の北上川流域南部の東岸の大字単位の黒川地区にある。平坦地では水稻栽培、穏やかな傾斜地では、市場で高い評価を受けているりんごを中心に果樹栽培が行われている。

元々、住民の9割以上が農家であったが、昭和50年代に入ると宅地開発が進み、昭和60年代には北上川に橋が架かったことで国道4号とのアクセスが向上したため、急速に都市化が進み、非農家世帯が増加した。2020年の「国勢調査」によれば、黒川の世帯数は1,043世帯、人口は2,693人である。就業者数は全体で1,492人、うち農業は94人で、6.3%を占めている。りんご農家の8割には後継者がいる。

## (2) 黒川農家組合の体制

2023年現在の農家組合の構成員は、JAの正組合員戸数52戸、准組合員戸数58戸である。正組合員戸数は2010年の70戸に比べ減少している。

農家組合の役員は、組合長、副組合長、営農部長、生活部長、書記、会計が各1人、監事2人である。2023年の役員の平均年齢は62歳で、2010年当時の役員の平均年齢63歳からほぼ横ばいである。役員以外に6人の班長がエリアごとの班を担当している。

JAいわて中央では、准組合員が加入する際に、農家組合の活動に参加するかどうかを確認し、参加すると回答した組合員に、農家組合について理解してもらったうえで、農家組合の構成員とする。その場合、JAからの情報を農家組合の班長から回すようにしている。そのため1年に1回、農家組合の役員は、構成員を把握するため、JAに閲覧の申し込みをして、構成員の住所などを確認している。

## (3) JAいわて中央による農家組合への支援

1つの農家組合に1人以上の支援担当職員をおいて、農家組合の活動をサポートしている。

また、営農面の活動と生活面の活動それぞれについて、正組合員戸数あたり1,500円を上限に、申請に基づいて助成している。黒川農家組合については、以下のりんご腐乱病共同防除とさなぶり懇親会等へ助成している（注7）。

（注7）さなぶりとは、田植が終わったとき田の神を送る行事で、転じて、そのときに行う飲食の行事を指す。

## (4) 黒川農家組合の活動

黒川農家組合の活動は、農協の基礎組織としての活動、農政の実行組織としての活動に加え、農業関連の活動、さらに地域の活動と多岐にわたっている。

農協の基礎組織としては、いくつかの農家組合を含む地区座談会、総代・役員候補の選任、農協からの情報の伝達や資材購入の注文の回覧などを行っている。農政の実行組織としては、水田の作付面積を各農家に調査用紙を配布して回収、行政に報告している。

それ以外の黒川農家組合の主な活動を第3表にまとめている。農業関連の活動としては、まず、りんご腐乱病共同防除があり、JAいわて中央りんご部会、黒川果樹生産組合と共同で行っている。定期防除の際には、りんご部会の防除担当委員会、農業改良普及員、黒川果樹生産組合等防除組合と合同で、散布する農薬の種類と散布時期を検討する会議を開催する。その会議の前には、りんご農家の後継者世代6人が、朝早くにりんご畑で害虫や葉の病気の状況を調べる「予察」を行って、調査結果をFAXで報告する。また、先進地を視察する農業技術視察研修会がある。帰りには温泉に入るということもあり、比較的高齢者が参加している。田植の後には、さなぶり懇親会を開催し、農家組合の正組合員と准組合員が参加する。

第3表 黒川農家組合が関係する主な活動

| 活動                        | 連携する地域組織や参加者等          |
|---------------------------|------------------------|
| りんご腐乱病共同防除                | JAいわて中央りんご部会、黒川果樹生産組合  |
| 農業技術視察研修会(先進地研修、有害駆除研修含む) | 正組合員                   |
| さなぶり懇親会                   | 正組合員と准組合員              |
| 美濃戸川クリーン作戦                | 地域環境保全協議会              |
| 花いっぱい運動                   | 地域環境保全協議会              |
| 子供農作業体験                   | 子供育成会、地区公民館            |
| りんご畑deコンサート               | 主催者の呼びかけに応じた若手農業者、非農家等 |
| 黒川さんさ踊り、黒川田植え踊り           | 黒川参差踊連中、黒川田植踊り保存会      |

資料 JAいわて中央資料より、筆者作成

(注) 農協の基礎組織および農政の実行組織としての活動を除く。

地域に関する活動として、子供農作業体験を子供育成会、地区公民館と共同で行う。地域を流れる美濃戸川クリーン作戦と花いっぱい運動は、地域環境保全協議会との共同で行っている。美濃戸川の清掃は非農家の発案で始まった。地域環境保全協議会には、農家組合のほか、地区公民館、消防団、老成会などが含まれる。

また、りんご畑deコンサートが、主催者であるりんご農家の呼びかけに応じた農家、非農家が手伝って、隔年で開催されている。

さらに、黒川さんさ踊り、黒川田植え踊りに、郷土芸能組織の黒川参差踊連中、黒川田植踊り保存会と連携して参加している。

#### (5) 農家と非農家の交流の経緯

地域内に非農家が増えていく過程で、最初は小学校や中学校で、農家の子と非農家の子の交流が始まった。子供には農家も非農家もなかった。

例えば、黒川さんさ踊りは、昔は地区外に踊り方が伝わることを避けるため、農家

の長男にしか教えなかったが、現在では保育園や小学校で教えるようになり、中学校でも選択制で教えるようになった。

そうした子供同士の交流が、大人同士の交流につながった。農家のいる地区に非農家も住むようになったので、地域の仲間として、農家から一緒に踊らないかと声をかけるようになった。

また、子供育成会での子供農作業体験などの活動を通じて、親同士もつながっていた。

非農家の多くは一戸建て住宅に住み、ここに住み続けると思っている人なので、地域の活動に参加することは自然であった。非農家が徐々に増えていった地区では、都市化の最初のころから住んでいる非農家が、その後、新たに移り住んだ非農家も様々な行事に参加するための雰囲気づくりをした。

#### (6) りんご畑deコンサート

りんご畑deコンサートは、松本りんご園で、1999年から隔年で開催されてきた。

黒川農家組合の現組合長である松本正勝さんは妻の直子さんと一緒にりんごの花が咲いている光景を見て、ここでクラシックが聞けたらと話し合った。それを知り合いの楽器製作者に話したところ、音楽家を紹介してもらい、第1回のコンサートをバイオリン2、ビオラ1、チェロ1の構成で開催した。満開のりんごの花の下でのクラシックコンサートに口コミだけで観客が千人集まった。りんご農家の若い後継者たちが手伝い、農家の奥さんたちが郷土料理のひつまみをふるまった。

りんごの花が咲く時期には、人工授粉や摘花等もあり、りんご農家は忙しいので、りんご農家でない農家組合の組合員が手伝ってくれるようになった。非農家も関わりたいといって、手伝ってくれるようになった。

弦楽器だけでなく、りんご園の中に簡単な舞台を作ってピアノを運び込んで演奏したこと、岩手県内の高校の合唱部が参加したこともある。コンサートにかかる費用は演奏者への謝金のみで、現在は個人からの募金とJAなど地域の企業からの協賛金で賄っている。

コロナ禍の3年間、コンサートは開催できず、再来年に再び開催する予定である。

#### (7) 多彩な活動の背景

多彩な活動を非農家や他の地域組織とともに農家組合が行っている理由を農家組合の現組合長と前組合長にうかがったところ、下記の回答を得た。

黒川さんさ踊りや田植え踊りも含め、これらの活動はどれも農に関わる活動であり、また、地域全体のためになるなら、農業にとってもよい活動であると考えており、農家組合の活動にふさわしい。

非農家に水田や畑が隣接しているため、非農家からは農業にかかる音やにおいなどへの不満もあるが、農家と非農家が共同で活動することで、非農家の農業への理解が深まることを期待している。

特に、子供たちには、地域の農産物を味わい、農業体験、黒川さんさ踊り、りんごdeコンサートなどを体験することで、自分が生まれた地域はこんなによいところだと誇りを持ってほしい。そして、ここに生きていこうと思ってもらえれば、また、他の地域に住んでいても親が亡くなったときに帰ってきてもらえれば、農業や地域の持続につながる。

他の地域組織との連携については、農家は農家組合だけでなく、様々な地域組織にも属しているため、連携は難しくはない。例えば、公民館の館長を農家が務めるところもあり、子供育成会にも農家は関わっている。黒川参差踊連中の会長は前農家組合長である。

#### 4 農家数減少下で、集落組織が活動を行う条件

2つの事例から、集落組織が活動を行う条件について考えてみたい。

第1に、集落組織の構成員数を維持する

ことである（注8）。JAはだのでは農家の世帯主だけでなく、女性や後継者も正組合員とする、一戸複数組合員制を進めてきた。また、准組合員を正組合員とともに生産組合の構成員としている。これらは、生産組合を維持することを意図したわけではないと思われるが、結果的にJAはだの生産組合は小字単位であるにもかかわらず、農協設立時からほぼ同じ数で推移している。黒川農家組合では、活動ごとに農家の女性、後継者、高齢者など異なる層が関わることで、多くの活動が可能となっている。

第2に、非農家も含めて活動することである。JAはだのでは生産組合に准組合員が加入し、ともに活動することが組合員からも当然と認識されており、イベント時に准組合員への役員からの声かけが行われてきた。また、黒川農家組合では、地域の仲間として、農家が非農家を行事に誘うようになり、また都市化の最初から住んでいる非農家が、新しく移り住んだ非農家も様々な行事に参加するための雰囲気づくりをしてきた。

農家である正組合員と、准組合員や非農家との関わり方は、それぞれの集落組織で多様であるが、基本的には農を核にした活動が行われていることが興味深い。農村部にある峠生産組合では農道の草刈りなどに准組合員も参加する。中間地帯の上大槻生産組合では、正組合員と家庭菜園で農作業を行う准組合員とが一緒に、農業機械整備講習会に参加し、また准組合員からの農業についての相談に農家に対応している。准

組合員は新年会・忘年会にも参加しており、JAの集落座談会の参加者の3割は准組合員が占めている。黒川農家組合では、多彩な活動を地域住民とともにに行っているが、どれもが農業にかかわる活動と認識している。

ただし、個人情報保護法の施行によって、組合員にかかる個人情報の管理を厳しくしたため、集落組織の役員が准組合員の住所や連絡先を把握できず、イベントへの声掛けが難しくなっているケースもある。

第3に、他の組織との連携である。黒川農家組合では、多様な活動を農家組合だけでなく、様々な地域組織と共同で実施している。農家は地域の様々な組織に中心に関わっているため、それらとの連携は難しいものではないという。

第4に、集落組織の核として農家が存在し、かつ農家間が強い関係性を持つことが、地域住民とともに活動を行うときにも核となると考える。JAはだのは新規就農者の育成に積極的に関わって、専業農家数を維持しており、新規就農コースの修了者から代表生産組合長を務める農家もでている。また、生産組合では農家が共同して農業生産にかかる活動を行っており、情報交換や農機具の貸し借りも行われている。体調が悪い農家の農作業の手伝いや新規就農者へのサポートも自然に行っている。様々な機会をとらえて懇親会を行い、コミュニケーションを図っていることが、自然な助け合いには役立っていると考えられる。黒川農家組合の活動には、子供たちが将来、農業と地域の担い手となることへの期待もこめら

れている。

地域の農家間の強固な関係性を伝統的に培ってきた集落組織だからこそ、また誰にとっても必要な農業を中心的なテーマにしているからこそ、その活動について自然に地域の人に声を掛けることができ、地域の人も安心し、また期待して活動に参加できると思われる。

第5に、集落組織の組合員が、協同活動や助け合い、農業や地域の振興に関わるのが重要であるという意識を持っていることである。それは、集落組織の先輩から引き継がれたものでもあり、組合員教育の効果もあると考えられる。黒川農家組合では、農家と非農家と一緒に活動することによって、非農家の地域農業への理解が進むことや地域の子供が地域や農業に誇りを持つことが、地域と農業のためになると認識しており、その認識があってこそ農家組合の活動は広がっていったと考えられる。

(注8) 斉藤 (2022a) では、JA横浜管内の支部が、正組合員と把握准組合員を構成員とすること、斉藤 (2022b) では、JA会津よつば管内の集落組織の29.1%が農地所有世帯の世帯主(准組合員、員外を含む)を構成員とし、22.1%が正組合員・准組合員の世帯主を構成員としていることを紹介している。

## むすびにかえて

JAはだのによる多様な担い手の育成や農の裾野を広げる取組みに応えるように、地域では、生産組合の農家が新規就農者を応援し、自給的な農業に取り組む准組合員の相談にのっている。黒川農家組合のりんご

畑deコンサートは、りんご農家中心からそれ以外の農家や非農家も参加するようになり、りんご畑にピアノを運び込む、高校の合唱部が出演するなど、様々に変化している。美濃戸川クリーン作戦は非農家の発案で始まった。

農家の高齢化や減少は、集落組織にとって厳しい問題ではあるが、集落組織が関わる活動に、農家の世帯主だけでなく、准組合員、非農家、農家の女性や高齢者、後継者など、多様な人が参加して意見交換をし、ともに活動することで、新しい風が吹いてくるのではないか。農業を核にして、地域の活性化にもつながる活動になれば、なおよい。

コロナ禍によって、一時期停滞していた集落組織の活動が動き始めた。今後の集落組織の展開に期待したい。

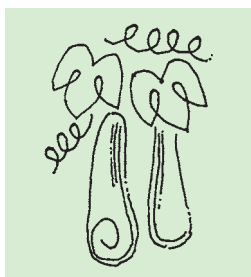
### <参考文献>

- ・斉藤由理子 (2005) 「集落組織の変容と改革方向——多様性と新たな課題——」『農林金融』12月号
- ・斉藤由理子 (2009) 「集落組織の展開方向——組織再構築・活性化・新組織の創設——」『農林金融』4月号
- ・斉藤由理子 (2022a) 「集落組織の存続の要件と今後の課題」『農林金融』7月号
- ・斉藤由理子 (2022b) 「過疎地域における集落組織の課題——JA会津よつばの集落組織調査から——」『農林金融』10月号
- ・鈴木博編著 (1983) 『農協の准組合員問題』全国共同出版
- ・東北農政局企画調整室 (2011) 「平成22年度豊かなむらづくり全国表彰事業東北ブロック事例集」
- ・日本農業新聞 (1999) 「農道整備 組合員の手で JAの要望に市が資材供給 秦野市」5月20日付
- ・日本農業新聞 (2001) 「農道整備オレたちの手で 幅も広げ軽トラ楽々 JAはだの峠生産組合」5月31日付
- ・日本農業新聞 (2006) 「協同の力で農道整備 神奈川・JAはだの峠生産組合」4月4日付

- 日本農業新聞（2010）「電気柵で食害防げ 地域一体で設置 神奈川・秦野市」 6月23日号
- 橋詰登（2015）「農業集落の小規模・高齢化と脆弱化する集落機能——農業集落の動態統計分析と将来推計から——」『農業問題研究』第47巻第1号
- 秦野市農業協同組合（1983）『秦野市農協二十年史』
- 秦野市農業協同組合（2023a）「JAはだの」2023年3月26日号
- 秦野市農業協同組合（2023b）「JAはだの」2023年5月26日号

- 宮永均（2018）「准組合員制度をめぐる」『日本農業年報』63号
- 宮永均（2022）「農に関わる裾野を広げる展開方向——農の有する多面的機能の発揮による准組合員対策——」新世紀JA研究会編著『准組合員対策をどうする！新世紀JA研究会の「提言」を読み解く』

（さいとう ゆりこ）



# 経済学の見直しと協同組合への示唆

—規律と創発への着目—

理事研究員 小野澤康晴

## 〔要 旨〕

過去40年程度の間に欧米で先んじて生じている経済学の見直しの背景には、物理学を範とする、個人を対象とした本質主義に基づく経済理解のみを科学とする考え方からの解放によって個別経験的事実への関心が高まったことと、進化生物学の成果を活かして、それら個別事実の位置づけと因果理解の枠組みが形成されたことがある。欧米ではそういった新たな枠組みのもとで経済学からの協同組合理解が深まる動きがあった。その一方で、協同組合をとりまく世界的な経済情勢は、1980年のいわゆるレイドロー報告で危惧されていたままに、貧富の差の拡大など質的な悪化をたどっているが、そういった状況を新しい枠組みでどうとらえるかについては、研究は増えているものの合意できるような認識には至っていない。本稿では、その点の研究動向を紹介するとともに、そういった研究を踏まえた、協同組合が果たすべき役割についても論じている。

## 目 次

### はじめに

#### 1 欧米で先んずる経済学見直しの動き

- (1) 経済学の見直しにかかる動向
- (2) 新たな枠組みの共有認識形成に対する生物学からの影響
- (3) 進化生物学の認識を活かして研究が進んだ制度（団体性・規律）の経済学
- (4) 歴史認識を踏まえた社会科学という方向性

#### 2 経済学の見直しのなかでの協同組合への着目

- (1) 経済学の見直しと協同組合理解の豊富化
- (2) 資本主義の構造変化を「経済の金融化」という視角から分析する研究の増加

- (3) 資本主義の構造変化の方向性を的確に見通していたレイドロー報告

- (4) 協同組合の側から「経済の金融化」を論じた事例

- (5) 経済学の見直しと「金融化」研究

- (6) 共同体の弱体化と経済の金融化という視点

- (7) 歴史的経過のなかでの協同組合の意義づけと課題

おわりに

## はじめに

本稿の課題は欧米において先行している経済学見直しの動向を整理するとともに、そのような流れから示唆される協同組合の機能や果たすべき役割について考察することにある。

## 1 欧米で先んずる経済学見直しの動き

### (1) 経済学の見直しにかかる動向

過去40年程度にわたって、経済学の見直しがおおいに進んできたことは、例えば経済行動における「合理性」について、「限定合理性」という概念のもとに、心理学などとの学際的な研究を深めてきた行動経済学や、様々な実験を通して、例えば経済行動にかかる「公正」観などの国や地域ごとの違いなど明らかにしてきた「実験経済学」等の様々な研究プログラムの発展からも明確である。

その背景には、既往主流派であった新古典派経済学の考え方（個人個人が最適化＝効用最大化を図れば、資源配分が効率化して豊かさがもたらされる）は、情報の完全性や独占が存在しない完全競争などが前提になっていて限られた状況でしか成り立たないことが明確になったこと等、既往主流経済学の限界が共有化されてきたことがあるが、主流経済学の考え方と異なる理解の枠組の構築が大いに進んだ背景としては、

「物理学の手法や考え方こそが科学である」という科学観からの解放が進んだことが大きかったといえる。そもそも、「単純な原理」（本質）の演繹的な展開で得られる推論だけが「科学」だと考えるのであれば、多様な結果が得られる実験を通じて、経験的事実を基礎にして経済行動における「合理性」の実態を考察するという発想は生じにくいであろう。また、行動経済学に典型的ように、心理学などとの学際的な研究が進んだことも「物理学の手法や考え方こそが科学である」との科学観からの解放が進んだことを示すものである。

そのような動きは、まずは「経済理解の枠組の多元化（pluralism）」という形で表れていて、欧米においては、そういった状況をすぐには反映できない（主流派が依然中心の）大学の講座のあり方などへの学生や一部教員による様々な「経済学の見直し」運動につながったり、多元的な見方を発表・交流できるようなWEBサイトが多数つくられて運営されてきていることにもあらわれている。例えば小野澤（2019）でも紹介した、フランスの経済学教育改革に端を発したPost-autistic Economics（脱自閉的経済学）の運動は、今日までReal World Economic ReviewというWEB上の雑誌を発行し続けているし、それ以外にも、リーマンショック後にはInstitute for New Economic Thinking（2009年）、Economics（2015年）といった経済学見直しをかけるWEBサイトも開設され、今日までも盛んに論文が投稿されている。

そういった多元的な説明が広まってきていることはわが国においても同様といえるが、欧米においては、それら多元的な説明を貫く「核となる認識の共有化に向けた取り組み、および多元的な説明とその共有認識との関係性を明確にしようという取り組み」が常に行われているということが重要と考える。なぜなら「多元的説明」だけであれば、それは単なる「技術」ともみなせるものであり、「経済学が科学である」と主張するのであれば、そういった多元的な説明が何らかの「一定の共有認識」に支えられていることが必要条件といえる。そのことが、経済学者の間でも、また社会的にも認識されているという点が、わが国と欧米における「経済学の見直し」の動向にかかる違いの1つといえ、その点で、経済学の見直しは、欧米において質的にも異なるものがあり、量的にも先行しているといえる。

## (2) 新たな枠組みの共有認識形成に 対する生物学からの影響

欧米において、経済学の見直しのなかで、多元的な説明の核となる共有認識形成に大きな影響を与えたのは、生物学の発展であるといえる。瀧澤 (2018) は、「二〇世紀前半の社会や学問が物理学の目覚ましい発展に大きな影響を受けたとすれば、二〇世紀後半以降は、ダーウィンの進化論がわれわれ人間にとって有するラジカルな意義がようやく理解されるとともに、そのアイディアが人間行動・人間社会の理解に役立てられるようになったと言える」としてい

るが (259-260頁)、そのことは経済学の見直しについて考える際に、もっと注目される必要のある、重要なポイントと考える。

経済行動を理解する枠組みが、本来生物学と親和的なものであることは、ごく常識的に考えれば、人間も生命進化の過程で生じた生物の一種だから、ということであるが、生命体をどう理解するか、という点に関してダーウィンが行った「哲学的革新」は、「多様性 (variety, variation) への存在論的コミットメントであった」(注1)と、経済思想史の専門家であり制度 (団体性・規律) (注2) の経済学を重視するジェフリー・ホジソン (Hodgson, G, 以下ホジソン) は、生物学者のエルンスト・マイア (Mayr, E. 以下マイア) によるダーウィン理解をもとに説明している。

「多様性への存在論的コミットメント」とは、簡単にいえば、生命体はそれぞれに固有性をもつ、2つとして同じものが無い存在である、ということであり、従って、多様性というありかたこそが、生命体の特質ということになる。そのことが「哲学的革新」であるのは、それが、「プラトン以来2000年間以上にわたって西欧の思考を支配してきた本質主義 (essentialism)」(注3)を見直す契機になったことにある。本質主義とは様々な事物には、何らかの変化しない核心部分があり、その本質によって他の存在との区別が可能になる、という考え方で、それは鉄と銅を区別する場合などのように無生物においては適合的で、物理学の考え方とも親和的であり、物理学の知見が

高まることによって、それぞれの物質の本質が認識されて多方面への利用が進み、豊かな物質文明が築かれたことはいうまでもない。しかし、生命体においては、個体それぞれが固有（多様）であって、個体を対象として何らかの「本質」を想定すること自体が、ダーウィンが明らかにした生命体の特徴を誤って理解することになるのである。

それでは、個体それぞれが固有である生命体を対象にした場合、個別の生命体ごとの分析しかできないのか、といえそうではない。ある個体を理解するためには、そのような多様性が存在する、類似の個体からなる個体群（population）を対象とすることによって、生命体の進化に関して一定の普遍的な理解ができる、という「個体群思考（population thinking）＝マイアの用語」を導入したことが、ダーウィンの進化理解の画期的な要素であったされる。

個体群、広くみれば種というものの進化を、その個体群内での多様性が様々な方向にむかって広がるなかで、外部環境などの偶然的な影響を受けながら、多様性のなかでより増大する方向に向かって、漸次的に（少しずつ）変化していくプロセスとして説明したのがダーウィンであり、今日の進化理解の通説となっているものである。

物理学と生物学との相違について、やや長くなるがマイアは以下のようにまとめている。

「私はしだいにより一層生物学が物理科学とはまったく異なる種類の科学であるとみ

なすようになった。生物学はその対象、歴史、方法、そして哲学において基本的に異なっている。すべての生物学的プロセスは物理学や化学の法則と相反しないが、生物はこれらの物理化学的法則に還元しえないし、物理科学は生物世界に独特の性質の多くの側面を処理できない。古典的な科学哲学が基礎をおいた古典的な物理科学は、生物の研究にはふさわしくない一群の考えによって支配されていた。すなわち、本質主義、決定論、普遍論、還元主義である。正しく理解された生物学は、個体群思考、蓋然性、機会、多元主義、創発、および歴史的叙述を包含する」（注4）。

以上を踏まえれば、既往主流派であった新古典派経済学が、人間の本质を「合理的選択」「交換を求める性質」「合理的期待」などにおいて、その本質の展開内で説明できる行動のみを適切視し（規範論）、現実中存在する多様な経済行動は、「本質からの乖離」と認識する「本質主義」に基づく経済理解の枠組をつくりあげてきたことは明確であろう。物理学の考え方や方法こそが科学的なものであるとする思想が一般的であった時代には、主流の経済学は、このような形で物理学的な認識や方法を活用することで、市場がどのように機能するか、市場が機能しない独占等の状態においては何が生じるか、などに関して、共有化できる認識を有するという面から、その科学性を主張してきた。

しかしその時点でも、資本所有をめぐる

生産関係の歴史的発展プロセスを重視するマルクス経済学であったり、市況的な商品を除けば、価格調整ではなく生産数量調整が一般的であるとするケインズ経済学など異なる考え方があったし、市場調整が最適ならばなぜ企業などの組織が経済活動の中心を担っているのか、という問題提起（ロナルド・コースによる）もあった。また、前述のように、個人個人が最適化＝効用最大化を図れば、資源配分が効率化して豊かさがもたらされるという命題は、情報の完全性や独占が存在しない完全競争などが前提になっていて限られた状況でしか成り立たないことが明確になったことなど、複雑な経済現象を説明する上での既往主流派経済学（新古典派）の限界が意識されるなか、物理学的な科学ではないが、十分に科学性を主張しうる認識の枠組として生物学、なかでも進化生物学の成果が注目され、経済学の考え方にも大きく影響を及ぼしたのである。

（注1）Hodgson（2004）P.90～91

（注2）筆者はinstitution, institutionalを制度（団体性・規律）と訳しており、場合によっては制度（規律）、規律（制度）などの訳語も使っているが、それらは全て、institution, institutionalの訳語であることに留意をいただきたい。そのような訳語をあてる理由については、小野澤（2023）を参照されたい。

（注3）Mayr（1982）、P.45～46

（注4）Mayr（1997）、訳書、序v～vi

### （3）進化生物学の認識を活かして研究が進んだ制度（団体性・規律）の経済学

Hodgson（2004）が明らかにしていると

おり、ダーウィンの進化論の成果を経済学に取り入れるべきと最初に主張したのは、制度（団体性・規律）経済学の創始者の1人であるソースティン・ヴェブレンである。本稿ではヴェブレンについて論ずる余裕はないが、ヴェブレンの画期的な問題提起は、ロジャー・コモンズなどにも引き継がれ、20世紀初頭から1930年代頃までの米国では、制度（団体性・規律）経済学が大きな存在感を有したが、その後は、「本質主義」に基づいて物理学を範とする新古典派経済学の発展のもとで「異端的な見方」に押し込められてきた。物理学ではなく生物学（進化生物学）と親和的な経済学が重要という考え方が戦后再検討され始めたのは、82年に出版されたリチャード・ネルソンとシドニー・ウインターのAn Evolutionary Theory of Economic Change（邦題『経済変動の進化理論』）が契機になったとされるが、今日時点で振り返ってみれば、同書は末尾に「本書では、進化理論が適用できるトピックスの領域を探り始めたばかりである」（訳書470頁）としているように、経済学の対象分野で進化生物学とのアナロジーで考えられるものを掲げて研究を促すといった段階であったといえる。

その後40年程度の実績をふまえれば、進化生物学の認識を活かして、生命体としての人間の経済行動の理解を深め、一定の総合的な知見を生み出すまでに至ったのは、制度（団体性・規律）にかかわる経済分析の分野であったことが明らかである。

進化生物学の枠組が、なぜ制度（団体性・

規律)にかかわる経済分析の発展に影響したのか。

ダーウィンに端を発する現代進化論の理解では、生物の進化は、個体群に関する、「変異、遺伝、淘汰」という3つのプロセスからなる複合的な現象ととらえられているが、それらの概念は、変異=variation、遺伝=inheritance、淘汰=selectionであり、生物学を離れた日常用語としては、それぞれ多様性、継承、選択、ということである。そして、個体群(population)としての人間の経済行動(=複数人が関与する「取引」)において、法や組織といった制度(団体性・規律)の存在が、経済行動にまとまりと多様性を与え、一定の継承性を有するものでもあるために、分析の核になるのである。そして、何らかの制度(団体性・規律)のもとで実際に行われる膨大な取引が、様々な要因によって、一定の方向性(増加する、発展する、停滞する、縮小・停止するなど)をたどっているという経験的事実がある。そういったことを対象に、それらの制度(団体性・規律)と取引の成果の間にある因果関係を、類似の制度と取引の帰結を比較することで、どのような要因が、取引の一定の帰結に結びついたかを推論し、それを仮説として別のケースと比較をすることで、さらに仮説としての確からしさを高めてくという分析が可能になる。

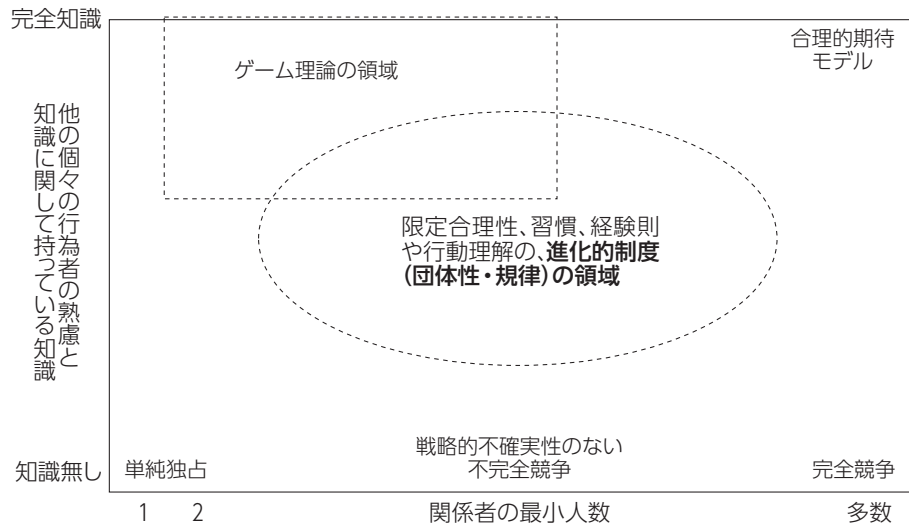
そういった、経験的事実に基づく因果推論の積み重ねの成果として、様々な制度(団体性・規律)のあり方が、取引をめぐる戦略的不確実性(囚人のジレンマのような

状態)の低減やインセンティブに影響を与えることを通じて、取引の増加や多様化(創発=emergence)、停滞や減少にも大きく影響を与えることの重要性が、過去40年程度の間に蓄積された国際比較、歴史比較で明らかにされてきた。その成果の概要は、小野澤(2022a、2022b)で紹介したVoigt(2019)などの制度(団体性・規律)経済学の概説本で紹介されているとおりである。

Institutions matter、「制度(団体性・規律)が重要である」という共通認識の背景には、以上のような、物理学を範とした個人の本質論に基づく経済学から、制度を共有する個体群(取引当事者)を対象とし、取引の経験的推移に即して、それを、多様性、継承、選択といった観点から、一定の普遍性をもった因果関係としてとらえていくという、経済認識における基礎的な変化が存在している。そのことは、制度(団体性・規律)にかかる、経験的基礎をもつ(empirical)分析が量的に膨大になされていることから明らかであり、教科書という観点からも、Elsner ほか(2014)や、やや古いBowles(2004)などがすでに発行されている。

そういった教科書においては、従来主流派の新古典派経済学も、特定の限られた条件のもとでの経済行動の説明として体系のなかに位置付けられており、あくまでも「共有認識の内容こそが科学」という考え方が貫かれている。ホジソンがまとめた、個人の相互作用をめぐる各種経済理論の関係性の理解(第1図)も、上記の2つの教科書

第1図 個人の相互作用をめぐる経済理論の状況



出典 Hodgson (2019) 図1 (訳は筆者)

と同様の位置づけになっており、欧米においてはこのように、「進化的制度（団体性・規律）の経済学」が、経済学（ミクロ）の中心領域になっているという認識が、相当程度共有化されていると考えられる。

わが国においては、行動経済学や実験経済学の教科書も増えているといった、「経済学の多元化」の点では欧米と同様であるが、第1図のような、様々な研究プログラムを位置付けて、その合意を図っていくという取組みは乏しく、もともと輸入学問という面が強いためか、それぞれの分野がそれぞれに、全体における位置づけや異なる研究プログラムとの関係性が明示されることなく研究されているという観がある。丸山真男が1960年代に、ヨーロッパの社会や文化を「ササラ型」（先は分かれていても根元ではつながっている）、日本の社会や文化を「タコツボ型」（それぞれに孤立している）と称したが（『日本の思想』）、そのような状

況は今日でも変わっていないようにみられる。

それに加えてわが国経済学の特徴は、主流派というまでもなく、非主流派や反主流派含めて、大半が「物理学を範とした個人の本質論に基づく経済学」ということであり、欧米において過去40年程度の間に急速に進んだ、進化生物学との平仄のあった経済学（第1図の中心部分）の存在感は、なかなか高まってきていないのが現状である。「個人の本質論に基づく経済学」は、他学問分野との学際的な研究の必要性自体が乏しく、そのことが「タコツボ型」のわが国社会や文化と適合的という点も、個人の本質論に基づく経済学が、欧米の動向に比して、依然大きな存在感をもっていることにもつながっているとみられる。また、「本質論」同士では、基本的前提に違いがあると認識を共有できる部分が極めて小さく、お互いに「自らの考え方こそ真実」ということに

なるので、様々な研究プログラムを位置付けるような、共有できる「全体像」をつくりあげることの困難さにもつながる。

このようなわが国経済学の現状は、「市場原理主義的構造改革」路線が大きな反対なく継続的に行われることに帰結しており、それは主要国に例をみない長期の経済低迷をもたらしている懸念も大きいため、第1図のような状況に近づけていく取組みは、わが国において重要度が高いと考える。

#### (4) 歴史認識を踏まえた社会科学という方向性

個々の生物を多様性（固有性）としてとらえるとともに、個体群とそれに含まれる個体との関係性のレベルにおいて一定の普遍的な認識が可能になるという生物進化の理解の枠組みは、前述のマイアの引用からも明らかとなっており、歴史の理解や評価に「科学性」を与え得る内容をもっている。歴史に現れる個人は、まさに固有の存在であり、それゆえに、従来の「本質論」の発想からは、歴史は科学ではなく叙述に過ぎないという認識もあったと思われる。しかし、生物進化の科学を基礎にすれば、歴史過程の分析のなかに、研究方法次第では、個別の歴史の説明を超えて、一定の普遍的認識に到達できる性格をもつ成果が増えてくると考えられる。

もちろんそれには共有化できる手法に関する合意が必要であるが、進化生物学との存在論的類似性から考えれば、様々な個体群の取組み（政治的、経済的、社会的など

様々）とそれにかかわる多様な歴史的個体との関係性、その取組みの何らかの帰結について、類似性ある事態の国際比較を通じて、一定の普遍性ある歴史認識に到達できる可能性（もちろん法則ではなく傾向性であって、更に国際比較を通じて傾向性自体を見直していくもの）があるといえる。

具体的には、近年注目されている歴史人口学者のエマニュエル・トッドによる家族（という個体群の）構造と政治体制という観点からの国際比較を通じた認識もそのような一つの試みといえるし、他にも、明治維新を「君主制をピヴォットとする世襲身分制の解体という近代世界史上でも有数の革命」という国際比較可能な形で位置づけ、「世襲身分制の解体」という、多くの国で生じた制度（団体性・規律）変化のあり方の比較を通じ、より普遍的な形で明治維新を理解するという試みも行われるようになっていく（注5）。その観点からは、明治維新は「世襲身分制の解体」としては、国際的に比較すると「政治的犠牲の少なさ」が大きな特徴の一つであり、その背景は何なのかといった点が論点になっている。このような見方は、世界の歴史学者との議論が可能で、そういったことを通じて、歴史上のある時点でひろく生じた、「世襲身分制の解体」にかかわる、個別の多様性を超えた、一定の普遍的な因果理解形成につながるような内容といえる。

経済学に関しても同様に、経済活動のこれまでの歴史に関する知見が求められる時代になっているといえる。そのことはアセ

モグル&ロビンソンの『国家はなぜ衰退するのか』などの著作にあらわれているし、これまでの経済学のあり方への反省を促しているロベール・ボワイエが、近著『経済学の認識論』において「経済学者は、自分たちの理論が歴史をつくるのだという幻想を放棄すべきであろう。経験が教えるのはむしろ、政治経済学は歴史の娘だということである」（訳書170頁）としていることも同じ認識を踏まえたものと考ええる。

（注5）三谷（2020）10～22頁。

## 2 経済学の見直しのなかでの協同組合への着目

### （1）経済学の見直しと協同組合理解の豊富化

以上説明してきたように、過去40年程度の間に経済学の見直しが大きく進み、第1図の中心部分である、Institutional Economics（制度＝団体性・規律）の経済学）を核にした、法と経済学、所有権理論、組織の経済学、公共選択論といった様々なプログラムにおいて、現実存在する様々な制度（団体性・規律）が考察対象になるなかで、欧米においては協同組合に関しても、経済学からの研究が数多くなされた。それらについては小野澤（2022b）で概要を紹介したため詳しくはそちらを参照されたいが、例えば、農協を対象として、取引に関するガバナンスコスト（取引コスト＋組織コスト）節約と農業者のインセンティブを活かすハイブリッド組織としての理解

や、利用者が出資し運営管理にも関与する協同組合の財産権のあり方について、不完備契約論の考え方からホールドアップ問題への対応とする理解、協同組合を、地域において信頼や公正な取引を形成し、支援する団体として、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の観点から評価する見方などがその代表的なものといえる。

既往主流の新古典派経済学からは、寡占や独占が存在しているという「市場の失敗」時に寡占や独占に対抗することで、公正な価格や供給を実現するという限定的な役割（市場機能が十分に発揮されるような状況になれば、存在意義が低下する）でしか理解されていなかった協同組合について、その組織構造や所有権のあり方などへの着目から、より積極的な意味付けがなされてきたのが、過去40年程度の経済学の見直しなかで、経済学からの協同組合分析において生じた事態である。

### （2）資本主義の構造変化を「経済の金融化」という視角から分析する研究の増加

以下では、協同組合の役割や機能を考える際に、あるいは協同組合が直面する世界をどう認識するかという点で、「経済の金融化」（financialization、以下金融化と略記することもある）という概念で多くの経済学者が研究している内容を紹介したい。

それは、ドル・金兌換停止によるブレトンウッズ体制の終焉、変動相場制への移行にともなう国際的な資本移動の活発化のな

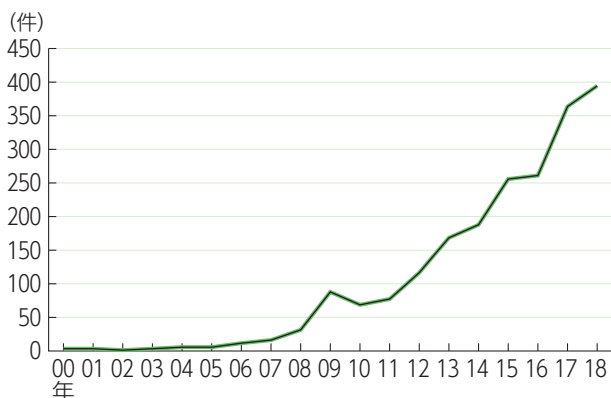
かで次第に特徴があらわれ、社会主義が崩壊した90年代以降の市場経済の世界的な広がりの中で明確になってきた、グローバルに事業展開をする巨大寡占企業体の登場や、株主利益を重視する企業ガバナンスの広がり、多様な金融手法の開発などのなかで発生する断続的な金融不安、そのような経済環境変化のなかで進む極端な所得・資産格差の拡大、雇用の不安定化や貧困の広がりといった現象を、資本主義の構造変化として一体的なものとしてとらえようという視角であり、欧米においては、経済学の非主流や社会学者などの間で、様々な角度から論じられてきており、リーマンショック後にその量は増加の一途をたどっている(第2図)

その中の例えば「格差」という点に関しては、様々な推計があろうが、「世界不平等研究所」では、21年に世界上位1%の超富裕層の資産が世界全体の資産の37.8%を占め、その一方で下位50%の資産は全体の

2%にとどまっており、資産の増加率も超富裕層において他の階層よりも高く、このような異常ともいえる資産格差が更に拡大していることが示されている(注6)。そのような巨大な資産格差、それを生み出す所得格差については、「再分配は政治の課題」という考え方もあるが、深刻化する不安定就労や貧困問題は、格差の大きい米国などにおいては、治安が悪化する地域の広がりや、それに伴う小売店の撤退などの報道も多く、生活基盤にかかわる社会的な問題にもなっている。そのような状況の把握と解決に向けた方向を探ることは、経済学者だけでなく社会学者などの様々な分野においてなされており、20年には、「金融化」に関する主要な論文40本が一覧できる500ページを超えるハンドブックも出版されている。

「金融化」分析は、このように様々な角度から相当量にわたって行われてきたが、依然として論者の間での「共通の定義」も存在していないという状況であり、それは今日のマクロ経済学の混迷を示しているとも言える事態である。そもそも主流のマクロ経済学は、リーマンショックの際には大きな批判があったもののその後も依然として主流の理解であり続けており、その考え方からすれば、資本移動のグローバル化や社会主義の崩壊という事態も、市場の役割の高まりである以上、短期的には様々な問題が起こることはあるが、長期的には資源配分の効率化につながるものとしてとらえられる。そのため、「金融化」という視角に関しては、あいまいで漠然としたもの、とい

第2図 社会科学の学術ジャーナルにおける「金融化」を論ずる記事数の推移(年別)



出典 Mader, et al.(2020) 図1.1を転載

元資料はSocial Science Citation Indexに採用されている社会科学3,400誌超からfinancialization またはfinancialisationをとりあげている論文を抽出

う評価となることで、「主流の経済学からは論じられることはない」と前掲ハンドブックでは指摘されている。

「金融化」のもっとも一般的な定義とされるのはEpstein (2005) の「国内経済に対しても、国際経済に対しても、金融市場、金融関係者、及び金融制度（団体性・規律）の役割や、一般人の金融利益を目指す動機付けが段々と増していく過程」というものであるが、内容は漠然としており、またそのような事態が、前述のような、極端な貧富の差の拡大や不安定就労増加、断続的な金融不安といった資本主義経済の変化にどのように結びついているかが、必ずしも明確になっているわけではない。

今日までの研究は、非金融企業、なかでもグローバルに事業展開をする巨大企業の独占化、寡占化傾向を問題視し、財務分析や企業行動（実物投資とM&Aという支配拡大への投資の動向など）に焦点をあてている分析や、巨大投資ファンドの登場のなかでの企業経営における配当・自社株買いなどの株主重視の姿勢の強まりやそれによる経営の短期化傾向や、リスクの労働者への転嫁といった企業ガバナンスのあり方の変化に着目するもの、金融機関の行動変化、なかでも、市場型間接金融の拡大や手数料ビジネスへのシフトといった事態に着目して、金融機関や金融市場の変化、不安定化などを論ずるもの、それ以外にも市場性金融商品の豊富化のなかで、家計の金融行動も多様化し、それが貧富の差の拡大にもつながっているといった、家計の金融行動及

び家計を取り巻く金融環境の変化に焦点を絞ったもの、アメリカなどでは、ロビー活動にかかるデータも豊富なことを背景に、巨大企業（金融含む）の政策決定への影響力が増しているなどの公（おおよけ）の規律への影響など多岐にわたるが、合意できるような、それらへの対応策といったものが明示できているわけではない、というのが現状である。

（注6）World Inequality LabのWorld Inequality Report 2022による。

### （3）資本主義の構造変化の方向性を的確に見通していたレイドロー報告

なぜ、いまだコンセンサスの形成されていない、「金融化」の議論を本稿で紹介するのか。それは80年にICA（国際協同組合同盟）大会で報告された『西暦2000年における協同組合』（いわゆるレイドロー報告）の中で、協同組合をとりまく世界情勢の問題点としてレイドローが認識していた事態と、「経済の金融化」という概念のもとに今日多くの社会科学者の間で議論されている点との間で、重なっている部分が少なくないことによる。つまり、40年以上前に、協同組合の指導的な立場の人々が、当時の世界的な状況に即して問題視していた事態の多くが、解決するというよりもむしろ悪化を続けて今日に至っているものであり、それが近年では様々な分野の多くの研究者から、「対応を考えなければならない問題」として意識に上ってきているのであるから、協同組合が直面する世界情勢の見方として、

また、そのなかで協同組合として何を重視すべきかを考える際にも、その動向を把握しておく必要がある、と考えるからである。

レイドロー報告では、第Ⅱ章「世界の趨勢と諸問題」のなかで、将来的な不確実性の高まり、都市の退廃、失業の増加、根深い風土病のような貧困、貧富の格差が今後拡大していくのはほとんど確実であること、一方で食糧の余剰に悩む人々がいるなかで、飢えに苦しむ人も多いという矛盾、世界の多くの地域における民主政治の後退、不安定就労の増加傾向、企業（法人）なかでも巨大多国籍企業の力の増大と権力濫用への疑念の広まり、（第三世界では）弱小な政府や意のままに利用される政府が、多国籍企業の陰謀や金融操作に非常に巻き込まれやすくなっていること、都市化がますます進むなかで、文明が衰退し始める時には、通常腐敗は都市で始まること、などが指摘されている。

80年という、いまだ社会主義圏がそれなりに存在感があり、政府が需要管理にかかわる「混合経済体制」を通じて経済の微調整が可能になる、などの見方もあった時代において、協同組合運動の当事者であったレイドローにみえていた資本主義経済の行く末は、今日の状況を相当程度言い当てている。そのことは、協同組合の現場の取組みの中からみえてくる資本主義経済のもつ問題性の理解が的確であることを示唆していると考ええる。

#### （4）協同組合の側から「経済の金融化」を論じた事例

協同組合の側から「経済の金融化」を取りあげた研究としては、その全体像を把握できているわけではないが、例えばICA前事務局長Bruno RoelantsとClaudia Sanchez Bajoの共著によるBajo and Roelants (2013)を挙げることができる。同書の特徴の1つは、金融化という現象を「不在者による支配（absentee control）」の帰結としてとらえている点にあらう。

「不在者による支配」の概念は、米国の制度（団体性・規律）経済学の創始者であるヴェブレンが100年前の1923年に出版した”Absentee Ownership and Business Enterprise in Recent Times”（不在者による所有－近年における所有と事業－）の概念に着想を得たものであり、ヴェブレンの書籍との関連性は別途検討するとして、同書では「不在者による支配」という概念は、巨大投資ファンドのような、最終的な出資者や意思決定者が見えにくい（場合によってはレバレッジをかけた負債による投資ということもある）経済主体（economic entities）による支配（control）が、その企業の生産や販売に関心のある所有者（owner）や生産関連のステークホルダーである株主よりもはるかに大きな力を有することで、顔のみにない、まさに「不在者」に支配される企業が増えていることを意味している（79ページ）。同書では、そのような「不在者」が巨大になることで、「不在者」自らが何らかの意思を示さなくても、出資を受け

る側が、投資採算や配当を重視するなどの自己規制を強いられることや、「巨大な不在者」以外のステークホルダーとのコミュニケーションや信頼が失われ、安定的な取決めがむずかしくなるなど、生産活動への弊害が生ずること、などに注目している。

そして以上のような、資本市場からの強い影響を受けている上場企業の歪みとの対比で、顔の見える利用者による出資と管理を通じて、組合員・利用者のニーズを実現しているメキシコ、フランス、カナダ、スペインの4か国の協同組合の事例を紹介している。

#### (5) 経済学の見直しと「金融化」研究

経済の金融化にかかるこれまでの研究のプロセスをみると、世界各国の比較研究を通じて、「経済発展と制度（団体性・規律）」に関してある程度共有化できる認識にまで至っている経済発展論の分野の研究のあとを追っているようにも考えられる。

経済発展と制度（団体性・規律）に関する共有できる成果（Voigtによる）は、小野澤（2022a）で詳述しているためにそちらを参照されたいが、例えば経済発展には、物的・人的資本の向上に努めるだけでなく、その国や地域の実情に適した、経済発展に資する制度（規律）を導入するという視点もそれと同等に重要であること、外部規律（制度）を改革する際には、その社会における内部規律を配慮し、内部規律と両立的なものにすべきであること、など7点がまとめられている。

経済発展と制度（団体性・規律）の分析や、今回取り上げた、（主に工業国を対象とした）経済の金融化分析は、経験的事実の集積とその理解と評価が大半で、欧米で進んでいる経済学の見直しの方向性（本質論を放棄して多様性、個別性の理解を重視し、それらの知見をもって個体群全体の変化との因果関係をさぐる）を反映したものとなっている。

金融化の事例研究のなかには、時価総額世界上位10社の2012～21年の企業データから、一般的に「企業の金融化」の指標とされる、収益源の割合（本業と資産運用収入の割合など）、持ち株構成（主要株主とその割合など）、株式の購入と売却、合併と買収、配当と自社株買い等について個別に分析した研究Carmo. et al（2023）もあるが、それによれば、これら10社の中では、一般の従業員の賃金とストップオプションを含めた役員報酬の格差の拡大や、本業にかかるM&Aの継続的に実行していること、上位株主（持ち株比率1位から3位）が全社ともほぼ北米3大投資ファンド（ヴァンガード・グループ、ブラックロック社、ステート・ストリート社）が1～3位を占めている、などの共通点もあるものの、株主配当や自社株買いについてはまちまちで、多様性があることを指摘している。

「金融化」は主に工業国を対象としたものであり、その研究において一定の合意できる認識が共有化できるようになれば、経済発展と制度（団体性・規律）という主には途上国や発展の遅れた（停滞した）地域

の理解にかかわる研究とあわせて、経済活動の全体像をどう理解するかという点で、相当程度の知見の高まりにつながる事が期待できる。

## (6) 共同体の弱体化と経済の金融化という視点

前述のように、「経済の金融化」という視点から大量に行われている研究は、現時点では十分な共有認識を形成するには至っていない。その研究は、主に工業国を対象として、それらの国々の資本主義という制度（団体性・規律）が、総体として望ましくない方向へと進んでいるのではないかと、という問題意識に支えられたものである。筆者は同じ問題意識を持つものであるが、個人的な見解としては、「金融化」という着眼点自体にやや難があるのではないかと、そのことが、研究が進んでもなかなか共有できる理解に至らないことにも影響を与えているのではないかと、考えている。

筆者は小野澤（2023）で、今日のマクロ経済学の混迷（主流派への批判は大きい代替的な枠組みがなかなか合意できていない）のなかで、「制度（団体性・規律）としての貨幣」という視点にたって、貨幣経済の理論としてマクロ経済学を再構築する動きがあり、それは合意できる代替的枠組として有望なのではないかと、この紹介を行った。

「制度（団体性・規律）としての貨幣」という理解に関して主に依拠したのは、アグリエッタ・オルレアンほか編著『貨幣主権

論』の中の、経済学者だけでなく人類学者、歴史学者など計11人がコンセンサスとしてまとめた「序説」である。その内容の詳細は小野澤（2023）を参照されたいが、ごく簡単に要約すれば、貨幣は、経済学で通常説明されてきたように、交換の媒介として特定の、一般受容性の高い商品が選ばれたのではなく、古代から共同体とともにあり、その共同体が引き継ぐ価値体系（＝主権）を反映する規律（institutions）として機能し、共同体内の紐帯を高める役割を担うものとして存在していたのであって、それを支える様々な仕組み（貨幣の創造やその信頼性確保の仕組みなど）が、商品交換の媒介、信用創造や決済システムといった、市場経済を活性化し、かつ秩序づける規律の機能を担うものとして選択された結果、現在の市場経済における貨幣システムへと進化してきたという理解である。

その際重要なのは、「貨幣の両義性」の概念であり、貨幣には共同体内の価値に基づく規律づけという機能とともに、それ自体が一定の開放性と信頼性をそなえることを通じて、共同体の弱体化や、共同体が受け継ぐ価値が曖昧化した場合には、貨幣自体が価値や力を持つように自立的に機能したり、場合によってはその力が、共同体の弱体化を加速化するようなことにもつながる面がある、というような貨幣理解が、歴史的経過を踏まえた、制度（団体性・規律）としての貨幣理解の概要といえる。

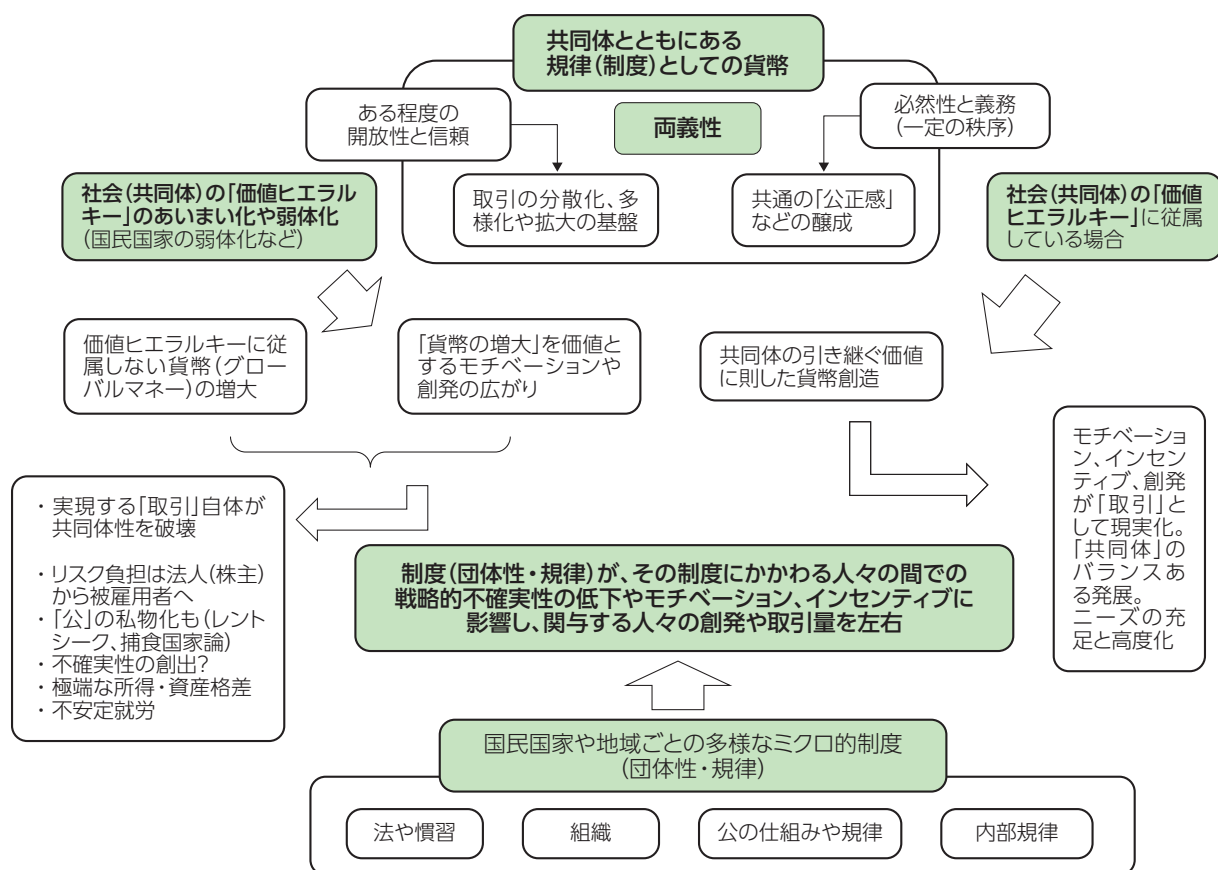
以上のような制度（団体性・規律）としての貨幣理解をふまえれば、現状議論され

ている「金融化」という現象は、更にその基礎となる「貨幣と共同体との関係性」の変化という点に着目することによって、「多様性とそれを貫く一定の普遍性」という枠組みのなかに整理できるのではないかと、というのが筆者の考えである。

その概要を示したのが第3図であるが、図の下部で示したように、各国・各地域はそれぞれの制度（団体性・規律）のもとに多様な取引が営まれ、各国各様の経済システムを形成するという方向性をもっており、各国それぞれであるが、共同体として引き継がれている価値のもとで貨幣システムが

運用されていれば、貨幣システムの存在は取引の活性化とともに、国民国家としてのまとまりの強化にもつながるが（図の右半分）、ブレトンウッズ体制崩壊後の国際資本移動の活発化、その巨大化のなかで、それぞれの国民国家の価値体系と無関係な貨幣（グローバルマネー）が増大し、「貨幣の増大」自体が価値となることで、それぞれの国民国家の制度（団体性・規律）に悪影響を与えたり（資本市場改革など）、所有の力の増大や不在者所有的な性格から、企業をとりまく、関係者を含めた団体性のあり方にも、図の左下で示したような、（通常

第3図 制度(団体性・規律)の経済学からの経済認識の枠組(試論)



資料 Voigt (2019)、Aglietta and Orlan eds (1998)、Whalen (2022) を参考に筆者作成

「経済の金融化」によるとされる) 弊害を生んでいる、という理解である。

「経済の金融化」という理解と、「制度(団体性・規律)としての貨幣の両義性」を基礎とした理解の相違は、「共同体」「共同体性」の位置づけにある。「経済の金融化」分析においては、共同体や共同体性が論じられることは少なく、対応策として発想されるのは、国際資本移動を抑制する税制の導入、タックス・ヘイブン利用の抑制につながる法人税率の標準化、銀行業務規制や監査の厳格化、巨大化した投資ファンドの議決権の一定の分散化(資金元への委譲)など様々あろうが、「経済の金融化」研究者のなかで対応策に関する合意が成立しにくいのは、それぞれの対応策にはそれなりには効果もあろうが、例えば銀行規制がシャドーバンクを生むなど、規制の抜け穴のようなものがすぐに見出されるといった現状認識があるのではないかと考える。

長期にわたって様々な弊害をもたらし、一部の国においては、治安の悪化や生活基盤の破壊などによって、地域社会の存続すら危ぶまれるような状態を惹起しているいわば「資本主義の劣化」ともいうべき現象は、部分的な対応策だけで改善方向に向かうようなものではないだろう。第3図のような、「制度(団体性・規律)としての貨幣の進化」という歴史を踏まえた貨幣理解に基づけば、悪化を食い止め改善方向に向かわせる力は、迂遠なようであるが、共同体や共同体性の復権と強化、ということにしなければならないのではないかと考える。

## (7) 歴史的経過のなかでの協同組合の意義づけと課題

以上のような歴史的経過、及び経済学の枠組み変化のなかでの協同組合理解を前提にすれば、レイドロウが危惧していた劣化していく資本主義のあり方に対して、協同組合の特性を踏まえてどのような点を更に強化していくべきか、自ずと明確になると考える。

それは第一に、言うまでのないことであるが、組合員・利用者のアソシエーション(ここでは多様な組合員組織のことを意味している)であると同時に事業体(エンタープライズ)であるという固有の組織・事業体としての特質は、それを十分に活かすことが、協同組合としての強みの発揮や地域における存在感の高まりにつながるということである。そのことは、前述のような「経済の金融化」のなかでの、資本市場の圧力が強まっている上場企業との対比を考えれば、より鮮明にすべき特質になっていると考える。「不在者による所有」の圧力の高まりのなかで、特に上場企業においては、かつては存在していたステークホルダーとの多様な関係性を、「貨幣の増大」につながる関係性へと純化せざるを得ない事情が働いている。そういった力の影響を受けない協同組合が、多様なアソシエーションを含むという固有の特質を、そのアソシエーションを組合員・利用者の多様な創発の基盤として十分に活かすことができれば、組合員・利用者にとって身近な、なくてはならないという存在感を、更に高めていくこと

につながろう。組合員組織の活性化が、事業運営参加や事業利用の拡大につながることは改めて指摘するまでもないことである。

そして第二に、地域における多様なコミュニティやそれらの活動との連携やネットワークの強化に、より積極的に取り組むことである。その点ではJCA（日本協同組合連携機構）設立を契機に活発化する協同組合間連携の取組みの重要度は高いと考える。また、愛知・岐阜・三重の東海3県の生協を中心として、幅広く協同組合を組織するNPO法人地域と協同の研究センターによる、地域の多様なコミュニティ活動とのネットワークづくりなども、貴重な取組みといえよう。

そのほかにも、地域にはそこに固有の、これまで引き継がれてきて今後も引き継ぎたい様々なものがあるだろう。それらは、特定の自然であったり、祭りや文化、食や習慣など多岐にわたるであろうが、そういったものを大切に思う人は少なくないはずである。そういった同じ思いを持つ人々がまとまれば、それだけで十分共同体性をもつと考える。地域で生き続ける、地域での生活を支えあうといっても、地域で生きるとは、そういった地域固有の自然や文化、食や習慣などとともに生きることなのであって、そういったものを大切に思う人々が知り合う機会を提供していく、あるいは既にそういった人々のまとまりがあればそれと連携を図り、組合員・利用者との間をつないでいく、といったことなども、もともと人と人とのつながりが基盤である協同組

合として取り組むに十分な意義のある課題といえよう。協同組合がそういったことに熱心な団体という認識が地域で広まれば、地域からの共感も高まるのではないか。そういった課題に、協同組合が連携して取り組むことができれば、個別の業種別協同組合を超えた、「協同組合」としての存在感を高めることにもつながろう。

劣化する資本主義システムに対して、共同体や共同体性の復権と強化で対抗し、望ましい方向へと変えていくことは、少しずつしか進まない、長期にわたる取組みになることはいうまでもない。しかし、地域における、そういった多様な共同体の創発や活性化を積み重ねることを通じて国民国家自体の共同体性を高めるなかでのみ、「その国にとって適切な国際化とは何か」等のテーマについてきちんとした議論や合意、有効な施策の立案ができるのであって、そのプロセスこそが、「共同体が引き継ぐ価値に貨幣を従属させる」という、歴史的見地からみた経済の金融化への対応策であると考ええる。

協同組合は、地域に根付いた、多様なアソシエーション（人的組織体）を基盤とした事業体であるという固有性から、地域における共同体や共同体性の復権と強化に取り組むことを自らにとっての意義と位置付けられ、中長期的に取り組むことが可能な存在であることを、改めて認識し直すことが必要と考える。

## おわりに

経済学は、これまで個人を基礎とした本質論が中心だったから、経済学の見直しのなかでも共同体の存在が広く意識にのぼるまでには時間がかかろうが、そういった制約のない学問分野では、哲学におけるコミュニティアニズム（共同体主義）の思想や、社会学におけるソーシャル・キャピタルへの着目など、共同体や共同体性を重視する考え方は、先んじて有力になっていることにも注目する必要があるだろう。そういった学際的な動きもとらえつつ、それをより大きな社会的思潮としていくことも重要と考える。

### <参考文献>

- ・江頭進ほか編（2010）『進化経済学基礎』日本経済評論社
- ・小倉将志郎（2016）『ファイナンスリゼーション——金融化と金融機関行動——』桜井書店
- ・小野澤康晴（2019）「経済学の新しいパラダイムと協同組合の潜在力」『農林金融』12月号
- ・小野澤康晴（2022a）「経済発展論の新たな枠組みからみた協同組合」『総研レポート』2021調一No.5
- ・小野澤康晴（2022b）「経済発展と協同組合——規律とインセンティブの視点から——」『農林金融』8月号
- ・小野澤康晴（2023）「貨幣経済理解の代替的枠組みとその展開——協同組合への視点との関連で——」『総研レポート』2023RS1 No.1
- ・嶋野智仁（2015）「金融化が日本経済の資本蓄積に与える影響に関する実証分析——日本企業における「株主価値志向」浸透の観点から——」『季刊経済理論』第51巻第4号
- ・嶋野智仁（2021）「日本製造業の金融化と資本蓄積——ミクロ・データによる実証分析——」『季刊経済理論』第57巻第4号
- ・進化経済学会編（2006）『進化経済学ハンドブック』共立出版
- ・瀧澤弘和（2018）『現代経済学——ゲーム理論・行動

経済学・制度論——』中央公論新社

- ・丸山真男（1961）『日本の思想』岩波書店
- ・三谷博（2020）『日本史のなかの「普遍」——比較から考える「明治維新」』東京大学出版会
- ・Acemoglu, D. and J. Robinson (2012), *Why Nations Fail: The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Crown Business. 鬼澤忍訳（2013）『国家はなぜ衰退するのか』早川書房
- ・Aglietta, M. and A. Orléan eds. (1998) *La Monnaie Souveraine* : Odile Jacob. 坂口明義監訳、中野佳裕・中原隆幸訳（2012）『貨幣主権論』藤原書店
- ・Bajo, C.S. and B. Roelants (2013), *Capital and the Debt Trap: Learning from Cooperatives in the Global Crisis*, Palgrave Macmillan.
- ・Bowles, S. (2004), *Microeconomics : Behavior, Institutions, and Evolution*, Princeton University Press. 塩沢由典・磯谷明德・植村博恭訳（2013）『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版
- ・Boyer, R. (2021) *Une Discipline Sans Reflexivite Peut-Elle Etre Une Science? Epistemologie de l'economie*, Editions de la Sorbonne. 山田鋭夫訳（2022）『経済学の認識論』藤原書店
- ・Carmo, M., M. Neto & J. Donadone (2023), *Corporate Financialization An Economic Sociology Perspective*, Routledge.
- ・Elsner, W., T. Heinrich, and H. Schwardt (2014), *The Microeconomics of Complex Economies: Evolutionary, Institutional, Neoclassical, and Complexity Perspectives*, Academic Press.
- ・Epstein, G. (2005), *Financialization and the World Economy*, Edward Elgar.
- ・Hodgson, G. (2004), *The Evolution of Institutional Economics : Agency, structure and Darwinism in American Institutionalism*, Routledge.
- ・Hodgson, G. (2019), *Evolutionary Economics : Its Nature and Future*, Cambridge University Press.
- ・Laidlaw, A. (1980), *Co-operatives in the Year 2000*. 日本協同組合学会訳（1989）『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社
- ・Mader, P., D. Mertens & N. Zwan (eds.) (2020) *The Routledge International Handbook of Financialization*.
- ・Mayr, E. (1982), *The Growth of Biological Thought : Diversity, Evolution, and Inheritance*, Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press.

- Mayr, E. (1988), *Toward A New Philosophy of Biology : Observation of an Evolutionist*, The Belknap of Harvard University Press. 八杉貞雄・新妻昭夫訳 (1994)『マイア 進化論と生物哲学—進化学者の思索—』東京化学同人
- Mayr,E. (1997), *This is Biology: The Science of the Living World*, Harvard University Press. 八杉貞雄、松田学訳 (1999)『これが生物学だ—マイアから21世紀の生物学者へ—』シュブリンガー・フェアラーク東京
- Nelson, R. & S.Winter (1982), *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Harvard

- University Press. 後藤晃、角南篤、田中辰雄訳 (2007)『経済変動の進化理論』慶應義塾大学出版会
- Veblen, T. (1923), *Absentee Ownership and Business Enterprise in Recent Times*, Routledge.
- Voigt, S. (2019), *Institutional Economics: An Introduction*, Cambridge University Press.
- Whalen, C. (ed.) (2022), *A modern Guide to Post-Keynesian Institutional Economics*, Edward Elgar Publishing.

(おのざわ やすはる)



# 協同組合主義再考

—古くて新しいもの—

客員研究員 明田 作

## 〔要 旨〕

協同組合主義は、19世紀の産業革命後の社会主義思想と密接不可分のものとして19世紀のヨーロッパで誕生した。

その後、多くの協同組合が誕生したが、労働者生産協同組合は成功せずそのほとんどは消滅した。しかし、モンドラゴンに代表されるように、戦後、新たな形で復活し、社会的経済を担うものとして期待が高まっている。

企業のタイプが資本中心主義か人間中心主義かで、生産性や効率性において異なるという理論的根拠はない。左派の多くの理論家は、依然として労働者生産協同組合は成功しないと主張しているが、それは彼らの頭が皮肉にも資本中心主義の考え方に支配されているからである。

経済社会は様々なタイプの組織が支えており、資本主義か社会主義かといった二項対立的な議論は生産的ではなく、人間中心の倫理的な経済の仕組みが構築できるかどうかは、政治的選択と我々の意識にかかっている。

## 目 次

はじめに

### 1 協同組合主義をめぐって

- (1) わが国の産業組合主義とそれへの批判
- (2) ユートピア思想と協同組合

### 2 ユートピアの持つ力

### 3 レイドロー報告の今日的意義

### 4 モンドラゴンの実践

### 5 資本主義をめぐる新たな危機と協同組合 おわりに

## はじめに

「協同組合とは何か」というのは、古くて新しい問題である。多くの協同組合関係者にとっては、国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995）の協同組合の定義および価値並びに原則から導き出されるものが頭に浮かぶであろう。しかし、それは世界中の協同組合運動の長い歴史と経験から抽出された共通の枠組みを用意することによって現在および将来にわたって協同組合運動を発展させるためのもので、まして協同組合の成功を保証するものではない。問題なのは、この崇高な声明があることによって、むしろ自らが「協同組合とは何か」ということを問わなくなることである。

ところで、やや古くなるが1980年のレイドロー報告（『西暦2000年の協同組合』）は、わが国の協同組合人や研究者に刺激を与え、そこで取り上げられた労働者協同組合であるモンドラゴン協同組合は世界中から注目を集めることとなった。わが国でも多数の翻訳書や関係する論文等が出されるなど、新たな協同組合論のブームを巻き起こしたことは記憶に新しい。労働者協同組合は古くて新しい協同組合の形態であるが、わが国でも20年には労働者協同組合法が制定されるなど、協同組合運動もある意味では新しいフェーズに入ったといえなくはない。

協同組合は、社会秩序が変動し、人々が誰にも頼れない状況のなかで、自らの力で

解決を迫られる時代に生まれ、定着するというのは歴史が示すところである。戦後の福祉国家が資本主義経済の衰退とともに新自由主義経済へと政策運営の舵を切るなか、企業の倒産・失業の増大、コミュニティ経済の衰退、弱者切捨てや社会的不平等の拡大など、様々な経済・社会問題が顕在化し、これらに対処するための自主的取組みが世界中に広まっている。これに対し、為政当局にあっても、92年、94年および01年の国連決議（A/RES/47/90, A/RES/49/155, A/RES/56/114）並びに02年の国際労働機関（ILO）の勧告（R193）を契機に、協同組合が共有する価値観や事業モデルがこれらの問題に対処するためには有益で有効だという認識が高まり、政策的枠組みの整備も進んできているといえる。

また、最近では資本主義の終焉論とも関連してそのオルタナティブな組織論として新たな協同組合主義が論じられることも多くなってきた。

したがって、論ずべきテーマは限りないほどあるが、本稿では、古くて新しい問題である協同組合主義（Cooperativism）という協同組合運動のコアともいえるべき精神的なテーマにつき、筆者なりの視点を提供できればと考えている。

## 1 協同組合主義をめぐる

### (1) わが国の産業組合主義とそれへの批判

産業組合主義とは何か。わが国では、産

業組合中央会の主事となり、39年（昭和14年）には同中央会の会頭に就任した千石興太郎が唱導したものである。それは営利本位の資本主義制度を否定し、「相互協同の経済制度たる産業組合組織を完成し、その機能を拡充することによって、一般民衆の福利の増進をはかり、生活を安定し、すすんで社会の皆和協調を実現することを主張する・・・この主張を産業組合主義と称し、その主義の実現を促進するために実行する諸般の行動、それが即ち産業組合運動」（「産業組合主義経済の話」産業組合宣伝叢書第10号・産業組合中央会/昭和4年3月、仮名遣い等は現代風に筆者が修正）というものであった。ちなみに同時期につくられた「深山の奥の<sup>そまびと</sup>杣人も」で始まる産業組合歌（昭和3年制定）の三番の歌詞は「時の潮は荒ぶとも/誓いはかたき相互扶助/愛の鎖に世を巻きて/やがて築かん理想郷」と、夢を歌っている（注1）。

この産業組合主義（「協同組合主義」と同義）は、ロシア革命後のマルクス主義ブームのなかでのマルクス経済学者からの批判に加え、第2次世界大戦に向かう国家総動員体制のもとでの全体主義への結びつきによるその偏向もあって、戦後、資本主義経済への批判的な精神を含む「協同組合主義」という言葉は消えてしまった。

とりわけマルクス経済学者の近藤康男は、協同組合は商業資本の節約によって資本制生産における流通過程の合理化を任務とし、資本主義の揚棄に対しては何らの力を持ち合わせておらず、産業組合主義（協同組合

主義）は、協同組合が利潤を否定し資本主義でもなく社会主義でもなく協同組合主義による新しい経済制度を創り出すものであるというバラ色の幻想をふりまくものであるとして、厳しい批判を加えた（近藤（1974）初版：昭9年）（注2）。

しかし、戦後は、農地改革後の中・小農民の農業経営・生産問題の関係から農協そのものの機能・本質をめぐる協同組合論が展開されるが、農協の経営不振問題もあり、その後高度経済成長が終わり新たな経営問題が表面化するなか、協同組合主義が論じられることもなくなった。

（注1）那須皓（当時、産業組合中央会の参事）が第5回産業組合記念日に先立って産業組合産業組合の第25回全国大会での講演に訂正増補をした「産業組合の本質と将来の社会」というタイトルで千石の協同組合主義を解説した記事を書いている（産業組合宣伝叢書第12号/昭和5年2月）。

（注2）近藤の『協同組合原論』が刊行された昭和9年当時は、昭和の大恐慌後の国の経済更生計画の一環として産業組合拡充計画が取り組まれていた最中のことであり、社会に与えた影響も大きいものがあった。

なお、同書での批判は、『協同組合と農業問題』（改造社・昭和7年）の著者の東畑精一に対して向けられているが、同書は、那須皓・東畑精一共著であり、批判の対象の協同組合主義は、那須皓が執筆した章・節であったようで、東畑精一単著『協同組合と農業問題』（改造社・昭和23年）では、協同組合主義に言及している部分は削られている。東畑が協同組合に言及した部分では、「協同組合的なものに含まれた結合原理が資本主義のそれと異なる限り、そこには資本主義改革の内在的可能性が横たわっている」としているだけであり、近藤らの批判はその限りでは当たらない。

これは、労働者生産協同組合は存在しないなかでの産業組合制度のもとでの議論であったが、戦後企業組合制度が誕生した後であっても、近藤は労働者生産協同組合（企業組合）に関しても協同組合の流通過程の合理化を担う商業資本

の特殊な企業形態の一つであるという見方を変えてはいない（近藤康男『新版 協同組合の理論』御茶の水書房・1966年）。

## （2） ユートピア思想と協同組合

昭和恐慌期にわが国で千石興太郎らによって主張されていた協同組合主義は、産業革命と産業資本主義がもたらした労働者の貧困・惨状等への対応として現われた社会主義思想（注3）と密接不可分のものとして19世紀のヨーロッパで誕生したものである。それは、村落共同体における生産と生活における相互扶助の伝統と、とりわけ「ユートピア社会主義者」と呼ばれた思想家の思想に基づいたものであった（注4）。

マルクスの『共産党宣言』によって「ユートピア社会主義者」のレッテルを張られたサン・シモン（1760-1825）、フーリエ（1772-1837）およびオウエン（1771-1858）であったが、彼らはマルクス主義者に大きな影響を与えると同時に、協同組合思想の展開に重要な役割を果たした。

それぞれの具体的な影響を述べる余裕はないが、フーリエの社会改造の思想は、農園的協同社会ともいべきファランジュで、その一環としてのファランステールの建設に向かった。そこでの生産の協同と消費の協同との結合は、オウエンのハーモニー村の建設にも通じるものがあつたし、オウエン主義者たちの理想であつた消費の協同化から生産の協同化へと向かい、最終的には自律的なコロニーをつくるという考えにきわめて近い思想であつた（五島茂・坂本慶一（1975）参照）。その思想の痕跡は、後に

「ロッヂデール原則」として、今日の世界の協同組合の原則の基礎となるロッヂデール公正開拓者組合の設立時の規約（定款）にみて取れる。しかし、その後の定款からはオウエン主義者たちの協同組合主義という精神は薄らぐこととなり、G.D.H.コールは「オウエン主義の名残りを留めるものは、言葉使いの形式であり、そして恐らく一層価値があることは教育に対するある種の信仰、利潤の一部を教育の用途に割くという伝統だけであつた」（Cole,G.D.H.（1947）小林ほか訳41頁）としている。

サン・シモンは、産業革命の進展の過程で生ずる問題を鋭く分析したものとして、マルクスやエンゲルスによって高く評価されていた。サン・シモンの協同組合的思想は、産業者（働く者たちすべての意）による組合（アソシアシオン）を基礎にした秩序ある産業社会（産業制度）構想のなかに含んでいるが、労働者生産協同組合の先鞭<sup>せんべん</sup>をつけたのは、フランスの協同組合運動の父といわれるサン・シモン派のフィリップ・ビュシェ（1796-1865）であつた。

19世紀のユートピアンに共通するのは、19世紀の啓蒙主義<sup>けいもう</sup>（注5）とフランス革命後の自由放任主義に密接に結びついた進化論や唯物主義的な考え方に対する抵抗としての社会主義的な思想であつたといえる。それは、カトリックであれプロテスタントであれ、キリスト教的な社会正義に基づく新たな社会秩序の確立といった思想であり、その根底にあつたのは宗教的価値観だつた。とりわけ、サン・シモンは、新たな社会が

それなしでは立ち行かないところの新しい統一を創造するための宗教が不可欠だとし、彼は当時墮落してしまったと感じていたカトリシズムとプロテスタンティズムに代わる新しいキリスト教（サン・シモン教）が創設されなければならないと考えていた（Lefranc, G. (1966) 花崎訳・上33p）（注6）。

ところで、19世紀の社会主義思想が、労働者の問題を解決することが中心的関心事であったことからすると、協同組合も、消費協同組合ではなく労働者の協同組合、とりわけ生産手段を自ら所有する労働者生産協同組合が主体となるのは自然であったことになる。

（注3）社会主義をどのように定義するかは難しい。最初に社会主義（Socialisme）という言葉を使ったのはサン・シモン主義者のピエール・ルルーだといわれている（サン・シモンという説もあり）が、「社会主義」という表現そのものが、すでにユートピア社会主義の産物であるといえる。キリスト教社会主義者などが、資本主義でもなく社会主義でもない社会といえ、自己矛盾しているように思われるが、ここでは、資本主義に立脚した社会を正義の理想により適うように再組織しようとするすべての思想・主張を「社会主義」だと理解しておく。

（注4）「ユートピア」という言葉は、トマス・モアによる1516年刊の『ユートピア（Utopia）』で用いられたギリシャ語からの造語（ギリシャ語のウー＝無、トポス＝場所の複合詞）で、ギリシャ語の本来の意味から離れて「幸福なる国」を意味するものとして用いられている。カウツキー（1926）は、唯物史観にたつてトマス・モアのユートピアを論じており、モアを「ユートピア社会主義」の父であったとしている。なお、モアは英国の官僚の最高位である大法官（Lord Chancellor）の地位にも就いたが、国王をイングランド国教会の首長とすることに反対したことで、ヘンリー8世によって反逆罪として処刑され、その後カトリックと英国国教会の聖人となっている。

（注5）16世紀の宗教改革とそれに続く科学技術の発達に伴って支配的となった啓蒙思想は、従来の宗教的な価値観や秩序を葬る力を持ち、それはなお今日も我々の思考を支配している。

（注6）サン・シモンは、1825年に、教皇に対して「キリスト教の原理を完全に実行し、人びとを天上においてばかりでなく、地上においても幸福にすること、人類を、神的な道德の根本原理にしたがって組織すること、そしてもっとも多数を占め、かつ、もっとも貧しい階級の道德的、身体的状態を適切に改善するために、戦う教会の全権能と全手段とをもちいること」を訴えている（Lefranc, G. (1966) 花崎訳・上33p）。これに対しての直接的な回答というわけではないが、1891年に発布されたレオ13世の有名な回勅（レールム・ノヴァルム）は、結果的に、この訴えに対する回答でもあった。

## 2 ユートピアの持つ力

前述のように「ユートピア」という言葉は、トマス・モアによる1516年刊の『ユートピア（Utopia）』で用いられた言葉であり、そこでは原義から離れて「幸福なる国」の意味で用いられている。

先に「ユートピア社会主義者」という表現を用いたが、わが国では、マルクスの『共産党宣言』の翻訳者たちが、「ユートピア」を「空想」とし「空想的社会主義者」と訳したことで、非科学的で誤った思想であるかのようなイメージが定着したことは残念なことである（注7）。

しかし、「ユートピア」は、過去・現在の実験の経験を踏まえた人間社会の将来についての自覚的な夢であり、単なる夢、夢想ではない。それは、「現実の素材つまり経験的かつ科学的な道具や所産を文明に転化する触媒であり、その文明とは、人間精神のなかに最初は一心象として発展し、やがて

具体化するもの」(Dubos, R. (1963) 三浦訳58p)である。

社会主義に共感をもっていたオスカー・ワイルドの言葉を借りれば「ユートピアを含まない世界地図は、人類が常に着陸している1つの国を除外しているため、一瞥する価値さえない。そして、人類がそこに着陸すると、それは外を見て、そしてより良い国を見て、出航するのである。進歩はユートピアの実現」(Wilde, O (1891) 西村訳323p)である。

レイドローにも影響を与え、わが国では『我と汝』の訳本で有名なM.ブーバーは、その著書『Paths in Utopia』で、「『ユートピア』社会主義こそは、社会の構造的更新の<sup>うちない</sup>枠内で、時々可能な最大限の協同社会的自治を獲得するために闘うのである」(Buber, M. (1949) 長谷川訳28p)とし、先駆者としてのサン・シモン、フーリエ、オウエン、それに続くプルードン、クロボトキン、ランダウヴァーの先駆的協同組合思想に触れ、初期のイギリス、フランスにおける協同組合の実験を踏まえ、協同組合社会の実現のために必要なことを説き、マルクス主義の限界、ロシアのレーニンの実験の失敗原因を解きほぐし、もう一つの実験としてのキブツの試みに期待を寄せている(ブーバーは、その段階では後述するモンドラゴンの実験は知りえなかった)。

レイドローは、労働者生産協同組合をして、第二の産業革命をもたらす可能性のある最良の手段として位置づけを与えているが、次にレイドロー報告の意義を振り返っ

ておこう。

(注7)「空想」には、マイナスのイメージがあり、マルクスの『共産党宣言』の最近の訳では、「空想」ではなく「ユートピア」とそのままの訳語が当てられている。しかし、残念なことにエンゲルスの『空想から科学へ』は、依然として「科学」との対比で「空想」という訳語が当てられたままである。

ユートピア社会主義者らをユートピア的として退けたマルクス、エンゲルスが、プロレタリア革命による「必然の国から自由の国へ」というときの「自由の国」は、具体的なユートピア像のないユートピア、言い換えれば幻想でしかない。マルクス主義哲学者のブロッホは、ブルジョアの俗物唯物論を受け継いだ無神論に基づいて築かれた社会主義には、人間の魂の問題が存在する余地はなく、物質的次元で平等にのみ固執している社会主義は真の「御国」にはなりえないとする(Bloch, E. (1918) 好村訳307p以下)

なお、マルクス等によるユートピア社会主義者としてのレッテル貼りは、自分たちのプロレタリア革命路線の邪魔となる思想を排除するためであり、「科学的」であることが真理であるかのような錯覚を与えているという点で、19世紀の啓蒙主義の影響が強くうかがえる。

### 3 レイドロー報告の今日的意義

70年代は、流通革命による競争激化のなかで、ヨーロッパの生協は、軒並み経営が行き詰まり、株式会社に転換する等の動きがひろまった時代であった。

そうしたなか、80年のモスクワ大会でのレイドロー報告は、協同組合運動の思想的危機を指摘するとともに4つの取り組むべき優先分野を提言した。

その一として、ウェッブ夫妻が死滅したと宣言した労働者協同組合の復活・再生をとりあげ、そのなかでスペインのモンドラゴン協同組合とスコット・バーダー・コモ

ンウェルスを紹介し、今後の取り組むべき優先分野（第2の優先分野）として労働者生産協同組合を提言した。

そのほか、都市化の進展に伴う孤独と疎外の海のなかに共同社会を打ち立てることで、都市のなかに住民が容易に帰属意識をもてる村（協同組合の小経済圏）を確立（協同組合地域社会の建設）すること（第4の優先分野）を提言した。これは、デジタル社会の進展とともに人々が分断されている今日の社会において違った形でその重要性が高まっているといえよう。

このレイドロー報告を契機に、モンドラゴン是世界中から注目されるようになり、わが国でも多くの翻訳書やレポート・論文がだされている。

レイドロー報告が提言した4つの優先分野は、以上の2つに加え、第1優先分野としての世界の飢えをみたす協同組合、第3の優先分野としての保全者社会（conserver society）のための協同組合で、後者は消費者協同組合についての提言で、単に商品売るだけの協同組合ではなく、脱工業化消費社会の気取りと浪費を放棄させる方向で生まれ変わるべきとの提言であった。

レイドロー報告は、わが国の総合農協を高く評価しており、評価されたことをもって関係者は自信を得たようにも思われる。しかし、報告が協同組合の将来の方向として4つの選択肢を提起したときの背景は、当時よりも深刻度を増してきており、「協同組合地域社会の建設」という提言、さらには「世界の飢えをみたす協同組合」という

提言について、仮にそれらが正しく・望ましいという認識があるのであれば、今日時点において、それらにどこまで応えられているか、応えるためには何をしなければならないかを見つめ直す必要があるように思われる。

果たして、レイドローが最も危惧した思想上の危機を意識し、それを乗り越えることはできているのであろうか。協同組合が単なるビジネス・モデルでなく、「協同組合運動」と「運動」であるというからには、そこには目指すべき目的・目標、それをユートピアの建設だとは言わないにしても、何らかの目的・目標があるはずだし、なければならないはずである。

## 4 モンドラゴンの実践

19世紀のヨーロッパの協同組合主義の中心にあったのが労働者の生産協同組合であった。その後、多くの協同組合が挫折・衰退するなかでほとんど注目されてこなかったが、戦後、世界中で労働者協同組合が再生し、多くの国の政府も病める資本主義産業救済のために労働者協同組合に注目した。

また、それは、70年代になって資本主義の成長に陰りがみえだし、戦後の完全雇用による労働者福祉を目指した福祉国家が衰退し始めるなかでの、それへの対応としての自主的な動きでもあった。

前述のように、レイドローは、協同組合が今後取り組むべき優先分野の一つとして、

労働者生産協同組合をとりあげたのは、ほかの種類の協同組合とは異なる様々な困難な問題があるということに留意しつつも、それは第2次産業革命の契機になる可能性があるという認識があったからである。

モンドラゴンは、今更紹介するまでもないであろうが、40年代後半、イデオロギーの違いによって分断され、内戦によって物理的なインフラが破壊・枯渇した社会基盤から立ち上がり、カトリック神父のホセ・アリス・メンディアリエタ・マドリアーガ（José María Arizmendiarieta Madariaga、以下「アリスメンディ」という）の指導のもと、おそらく世界で最も成功した従業員所有の産業、小売、金融、サービスその他の協同組合の複合体である。現在（2019年時点）では、95の独立した協同組合、14の研究開発センター、その他多数の関連企業・団体によって構成される、約80,000人の従業員（スペイン国内：65,000人）を抱える協同組合コングロマリットとなっている。

08年以後の住宅不況などの影響を受けて、世界的に事業展開していたモンドラゴンの家電メーカーのファーゴ（Fargo Electrodomesticos、最初の協同組合、アリスメンディの指導を受けた5人の若者が設立した灯油ストーブ製作の協同組合を起源とする）が13年に倒産し、各方面にショックを与えた。破綻の原因についてはいろいろ言われているが、海外の拠点は売却等が行われ、スペイン国内では、モンドラゴン協同組合の連帯の仕組みのなかでその課題は吸収され、公表の数値をみる限りでは

その影響はすでに解消されたようである。

モンドラゴンが成功している理由は、一通りではなく様々な解釈が可能で、多くの分析があるが、その成功は、制度や仕組みというよりも、むしろその根底にある思想・価値観の共有にあると筆者は考えている。それはアリスメンディ神父の協同組合主義であり、そしてそれはローマ・カトリックの社会教説（Social Doctrine）の実践としてのモンドラゴンという理解が可能であろう。

アリスメンディの司祭としての職務に影響を与えたのは、1891年のレオ13世の回勅<sup>かいちよく</sup>「レールム・ノヴァルム（Rerum Novarum）」（労働問題について）とその40周年にあたる1931年に発布されたピオ11世の回勅『クアドラジェッジモ・アンノ（Quadragesimo Anno.）』（社会秩序の再構築について）だったといわれる（Molina, F. & Miguez, A. (2008), Geoghegan, C. (2017)）（注8）。ピオ11世の回勅は、抑制のきかない資本主義と社会主義・共産主義の全体主義の危険性を警告し、連帯と補完性に基づく社会秩序の再構築をもとめたもので、この新しい秩序は人間の尊厳を基礎としている。

社会変革には教育が大切なことから、アリスメンディは、ピオ11世が提唱・奨励した「カトリック・アクション」（注9）に基づき、教会の社会教説をよく理解し、司祭と一緒に働いて働くリーダーの若者を育てることに始まり、具体的な実践の一つとして専門学校もつくった。卒業生の5人が労働者協同組合を設立したことは前述したが、

アリスメンディにとっては、協同組合はあくまでも手段であって、単に経済事業を成功させるだけではなく、カトリックの社会教説のコミュニティにおける実現が目的だった。

このカトリックの社会教説が実践となって現れた例は、モンドラゴンにとどまるものではないが、協同組合の原則や組織運営の仕組み自体は、協同組合の成功を保証するものではなく、重要なのはそれを根底において支えている共有された価値観であるので、ここではモンドラゴンの協同組合人の精神ともいべきアリスメンディの言葉をいくつか拾っておきたい。

- ・ 協同組合主義とは、教育という手法を用いた経済運動だといわれてきたが、協同組合主義は経済という手法を用いた教育運動である (Arizmendiarieta, J. M. (2000) 218項)
- ・ 協同組合主義が向かうところのものは、静的で固定的な秩序ではなく、進化を続けるものである。理論ではなく行動と経験から生まれる協同組合主義は、より良い表現形式を常に模索するなかで考えられ望まれるものでなければならない (同 243項)
- ・ 協同組合主義がパターンリズムと正反対であるだけでなく、順応主義や保守主義とも正反対のものであるならば、私たちは社会革新の最先端にとどまり続けなければならない (257項)
- ・ 協同組合主義は、企業の財政やガバナンスを変えることを目的とするのではな

く、企業の社会的性質や機能を変えることを目的とする (452項)

- ・ 必要な資本を引きつけるだけの構造的な能力をもたない協同組合主義は、一時的な解決策であり、時代遅れ委の公式である (486項)
- ・ 協同組合主義が労働者の真の解放であるということを望むのであれば、参加者は必要な経営参画と経済的責任を受け入れることが必要である。これによって、私たちの企業は独自のリソースで自らを維持できるようになる (501項)
- ・ 私たちの協同組合主義の実験は、自由と誠実さを背景に、労働者自身によって設立された連帯思考の協同組合グループの形をとる (548項)

ところで、ウェッブ夫妻は、『消費者協同組合運動』のなかで、「なぜ生産者の民主主義が生産の組織化に失敗するのか」に関して、協同組合の「退化論」につながる具体的な理由を述べており (Webb, S. & Webb, B. (1921) pp.462-468)、これは多くの左派の思想家の間で共有されているかのようである。

これに対して、ギブソン・グラハムは、その「退化論」に対する反証としてモンドラゴンの倫理的経済・連帯経済をとりあげ、①賃金水準の設定の考え方と方法、②それに伴う余剰の発生に連動した余剰金についての協同組合コミュニティの経済の拡大・強化の方法としての管理と分配の仕組みの工夫、③イノベーションのための研究・開発の重視、③経営に関する条件を明

確に規定すると同時に経営層の労働者の個人的な権利と集団的な責任の明確化、④内部的な問題の非紛争的な紛争解決の技術の開発、⑤複数の生産ラインや産業の拡大による排他主義や集団の個人主義が持つ危険性の協同組合の原則と倫理的実践による回避など、重要な経験的反証を提供し、協同組合の退化や協同組合が失敗に向かう論理的必然性がないことを示唆している(Gibson-Graham, J.K. (2003) 157p)。

(注8) レールム・ノヴァルムから100年目の1991年には、ヨハネ・パウロ2世の回勅「センテシムス・アニウス (Centesimus Annus)」が発表されるが、その作成にあたって教皇から意見を求められた宇沢弘文は、この新しい「レールム・ノヴァルム」のサブタイトルは、「社会主義の弊害と資本主義の幻想」がふさわしいのではないかと述べたという(宇沢 (2017))。この年は、くしくもソ連邦崩壊の年となった。

(注9) カトリック・アクションとは、「位階制度(司教)の使徒職への信徒の参与」(Participatio Laicorum Apostolatu Hierarchiae)と定義され、信徒の活動団体が司教の「委任」(Mandatum)を受けてその指導下におかれるとき、正式にカトリック・アクションと呼ばれた。今日、この言葉は聞かれなくなったが、その後第2バチカン公会議(1962-1965)後は、司祭の委任によってではなく、洗礼と堅信の秘跡によって、信徒はキリスト自身から任命され派遣された使徒だとされている。

## 5 資本主義をめぐる新たな危機と協同組合

19世紀のユートピア社会主義者が解決しようとした問題の多くは、その後その多くは政治・社会政策により解決されるに至ったが、現代の資本主義は19世紀とは質的に異なる新たな矛盾に直面している。70年代には、資本主義経済に陰りが見え始めると

ともに、戦後の完全雇用を理想とした福祉国家の衰退が始まり、それとともに先進資本主義国では新自由主義的政策が推し進められることとなった。さらに、91年のソ連邦崩壊は、それがあたかも社会主義に対する資本主義の勝利であるかのように、資本主義によるイデオロギー的支配が始まる契機となった。それは経済成長の低迷に呼応したものといえるが、実体経済が弱体化する一方で金融部門の膨張は、08年のリーマンショックによる金融危機を招来した。それは、資本主義の新たな危機が露呈したとも評されるべきことであった。

こうしたことを背景に資本主義の終焉<sup>しゅうえん</sup>をめぐる議論(注10)が活発になるが、終焉までの道筋や現在の資本主義に代わる具体的な将来像は描かれるまでには至っていない。それは、資本主義の対抗軸としての社会主義・共産主義が、ソ連邦の崩壊(1991年)とともに「自滅」したことによる影響もあるように思われる。しかし、現実の経済は、賃労働による資本主義市場向けの商品製造をする資本中心主義の企業だけが担っているわけではない。むしろそれは一部で多様な企業形態や経済主体が存在しており(Gibson-Graham, J. K. [2006b]145p)、資本主義か社会主義かといった二項対立的な議論はもはや有益ではないように思われる。

したがって、ここで「将来像は描かれていない」といったが、そうした理解のし方がそもそも間違っているともいえなくはない。現在の危機の原因を特定し、それを除去するというのは理論的には可能なはずで

ある。そして、それは主として政治の役割であるし、それを選択するのは我々自身にほかならない。

ところで、資本中心主義の経済である資本主義が危機に遭遇するたび、それと対立的な人間中心の経済組織である協同組合などへの関心が高まる現象がみられる。最近では、コモンズ、社会的経済、シェアリング・エコノミーなど、様々な概念が誕生・復活・再生してきている（注11）。

そうしたなかで、「協同組合は資本主義における資本中心主義の企業の代替的なものとなり得るか」といった古くて新しい議論も行われている（注12）。それはとりわけ労働者生産協同組合に関連する議論で、モンドラゴンも当然ながらその後論では取り上げられることになる。これらの議論における論点を分析する余裕もないが、労働者生産組合はオルタナティブにはなれない、ないしは成功しないという論者の根拠は、資本主義者であれ反資本主義者であれ、資本主義のもとでの中心的な概念・視点によって導かれているように思われる。それは、資本中心主義の見方が資本主義者ばかりでなく反資本主義者とその考え方も支配しているからである（Gibson-Graham, J. K. (2006a) 6・21p）。

現実にも協同組合がすべての資本中心的企業にとって代わるとするのは非現実的なことであり、資本中心的な企業か、人間中心的な民主的企業かといった二項対立の議論は、前述のように余り意味のない議論であり、複眼的な経済思想やモノの見方が重

要だと思われる。ギブソン・グラハムにいわせると、資本主義を協同組合主義に置き換えるための戦略がないという主張は、経済を単一的かつ資本主義的なものとしてみることにより目がくらんでいる場合にのみ有効な批判であるということになる（Gibson-Graham, J. K. (2003)）。

ではどうしたら認識の枠組みを変えられるかということが問題になるが、現在の短絡的な新自由主義的、経済成長・金融至上主義的な経済アプローチからの脱却が必要だということになる。そのためには制度的枠組みを変えるための政治的なコミットメントを含む努力がまずもって不可欠であろう。さらに、政治的環境に加え、私たちの認識の枠組みを支えている様々な環境そのものを変える必要があり、そのためにも協同組合を含め非資本主義的な経済組織が目に見える形で発展していくことが求められる。

（注10） 濱田 康行・金子 勇（2021）、Harvey, D. (2014)、Streeck, W. (2013) ほか。なお、シュトレックは、現在の経済危機は、①銀行危機、②国家財政（債務）危機および③体経済危機（経済成長危機実）の三重危機のなかにあるとする。

（注11） 世界の多様な協同組合の誕生や動きを説明する余裕はないので、差し当たりSchneider, N. (2018)、少し古くなるがウェブジャーナル「Affinities」のThe New Cooperativism（編者：Marcelo Vieta）の各論文（<https://ojs.library.queensu.ca/index.php/affinities/issue/view/574>）等を参照願いたい。

（注12） Mulholland, N. (2020), Are cooperatives the alternative to failing capitalism? <https://www.socialistworld.net/2020/10/17/are-cooperatives-the-alternative-to-failing-capitalism/> (2023年7月26日最終アクセス) Gregory, D. (2015), Postscript: Is there a co-operative alternative to capitalism? <https://doi.org/10.1093/acprof:oso/>

## おわりに

最後に、ラスキンの『Unto this Last (この最後の者にも)』(注13)をとりあげ、そのタイトルにもなっている新約聖書のぶどう園のたとえ話について考えてみたい。少し長くなるが、ここに全文を引用しておく。

「天の国は、ある家の主人に似ている。主人は、ぶどう園で働く労働者を雇うために、夜明けとともに出かけて行った。／彼は、1日につき1デナリオンの約束で、労働者をぶどう園に送った。／また、9時ごろ行ってみると、何もしないで広場で立っている人々がいたので、／『あなたがたもぶどう園に行きなさい。それなりの賃金を払うから』と言った。／それで、彼らは出かけて行った。主人はまた、12時ごろと3時ごろに出て行って、同じようにした。／5時ごろにも行ってみると、ほかの人々が立っていたので、『なぜ、何もしないで一日中ここに立っているのか』と言った。／彼らが、『誰も雇ってくれないのです』と答えたので、主人は、『あなたがたもぶどう園に行きなさい』と言った。／夕方になって、ぶどう園の主人は管理人に言った。『労働者たちを呼んで、最後に来た者から始めて、最初に来た者まで順に賃金を払ってやりなさい。』／そこで、5時ごろに雇われた人

たちが来て、1デナリオンずつ受け取った。／最初に雇われた人たちが来て、もっと多くもらえるだろうと思っていたが、やはり1デナリオンずつであった。／それで、受け取ると、主人に不平を言った。／『最後に来たこの連中は、1時間しか働かなかったのに、丸一日、暑い中を辛抱して働いた私たちと同じ扱いをなさるとは。』／主人はその一人に答えた。『友よ、あなたに不当なことはしていない。あなたは私と1デナリオンの約束をしたではないか。／自分の分を受け取って帰りなさい。私はこの最後の者にも、あなたと同じように支払ってやりたいのだ。／自分の物を自分のしたいようにしては、いけないのか。それとも、私の気前のよさを妬むのか。』／このように、後にいる者が先になり、先にいる者が後になる。」(マタイ福音書第20章1節～16節・日本聖書協会共同訳)

このたとえ話については、様々な解釈が可能であろう。これを、ICAのスローガンである“Cooperatives Build a Better World”が目指す協同組合の共通の価値と原則に基づいて形成される社会の結果として、誰も取り残さず、誰も置き去りにしない経済を意味するものとして理解することもできよう。

しかし、心のなかでは、おそらく多くの人が、ぶどう園の主人(イエス)のやり方は、彼が契約には違反してはいないとしても不当だと感じるのではないかと思われる。

1 デナリオンというのは当時の過不足のない日当に相当するといわれている報酬であり、ぶどう園のたとえ話は、競争社会のなかでいつも他人と比較しながら生活している囚われの身となっている我々自身を解放し、豊かな生き方へと招く福音として読むことも可能であろう。これを不当だと感じるとすれば、それは我々がいかに功利的・利己的な考え方に支配されているかを示すものだともいえる。

功利的・利己的な心というのは、何も資本主義と直接結びつくものではない。その対象がどこに向かうかの違いはあっても、それはいかなる時代にもあったし、協同組合社会になったらなくなるとか、社会主義や共産主義が実現すればなくなるといった性格のものでもない。

しかし、それを乗り越えることができるものがあるとすれば、価値観の転換、人間・社会のあり方を変えろという意志であり、それは我々の理性を超えるところに存在するものを信じ、心を一つにすることではなかろうか。それは、真の革命というべき人間の心の革命なのかもしれない。また、そのことなしには、ICAが目指す社会も実現はできないように思われる。

(注13) ラスキンのこの本は、アダム・スミスの古典派経済学を批判した書でガンディーははじめ世界中の人たちに大きな影響を与えてきた。そのなかの“*There is no wealth but life*”は有名で、宇沢弘文は、「経済学を学ぶときの基本姿勢として大事にしていたし、経済学者として生涯を生きる出発点」だったと述べている(宇沢(2017))。

インド独立運動の父といわれるガンディーもこの書物に強く心を打たれ、1904年という早い

時期に、赴任先の南アフリカでフェニックス農園を、続いてトルストイ農園をひらいて、協同組合的共同体の実現を試みている。そしてインドに戻ってからは、協同組合こそがインドが経済的自由を得る道だと固く信じ、村の経済的自立のために協同組合運動の考えを紹介した。ガンディーが考えた村の自立は、最終的には、個人個人が自立することで、そしてみんなが自由に、互いに力を出し合うことができる極めて高度に洗練された社会となることであり、このような社会は、真理と非暴力の基盤のうえにのみ構築でき、神への強い信仰がなければ実現できないと考えていた。ここでいう「神」というのは、ガンディーにとっては「真理」、それは愛であり、倫理であり、道徳であり、光と生命の源であるところの、すべてを超えた存在を意味している。それは、特定の宗教・宗派の「神」ではなく、多様な民族、言語、宗教が存在するインドにおいて、たとえ無神論者であったとしても内なるところに普遍的に存在するものとしての「神」といってよい(ガンディー(2011)から)。

#### <参考文献>

- ・宇沢弘文(2017)『人間の経済』(新潮新書713) 新潮社
- ・エマニュエル・トッドほか(2018)『世界の未来——ギャンブル化する民主主義、帝国化する資本主義——』朝日新聞出版
- ・エンゲルス著(1966)『空想より科学へ——社会主義の発展——』(大内兵衛訳) 岩波書店
- ・カール・マルクス(2010)『新訳 共産党宣言——初版ブルクハルト版(1848年)——』(的場昭弘訳) 作品社
- ・五島茂・坂本慶一編(1975)『世界の名著 続 8 オウエン サン・シモン フーリエ』中央公論社
- ・日本協同組合学会編(1989)『西暦2000年における協同組合——レイドロー報告——』日本経済評論社
- ・濱田康行・金子勇(2021)「新時代の経済社会システム：資本主義終焉論を超えて」『福岡大学商学論叢』66巻2・3号、139～184頁
- ・マハートマ・ガンディー(2011)『ガンディーの言葉』(鳥居千代香訳) 岩波書店
- ・Arizmendiarieta, J. M. (2000), *Reflections* (translated by Cherie Herrera, Cristina Herrera et al.) : Otalora.
- ・Bloch, E. (1918), *Geist der Utopie*, München : Duncker & Humblot. (好村富士彦訳『ユートピアの精神』白水社・2011)
- ・Buber, M. (1949), *Paths in Utopia* : Routledge

and Kegan Paul.Ltd. (長谷川進訳『もう一つの社会主義——ユートピアの途——』[理想社・1959年] = 1950年のドイツ語版からの翻訳で、著者が付け加えた部分もあり英語版とは章も入れ替わっている)

- Cole, G.D.H. (1947), *A short history of the British working-class movement, 1789-1947*. (林健太郎ほか訳『イギリス労働運動史Ⅱ』岩波書店・1953年)
- Dixon-Decle, S. et al (2022), *Earth for All: A Survival Guide for Humanity*. (武内和彦監訳『Earth for All (万人のための地球——「成長の限界」から50年ローマクラブ新レポート——)』丸善出版・2022年)
- Dubos, R. (1963), *The Dreams of Reason—science and utopia*, New York : Columbia University Press. (三浦修訳『理性という名の怪物——科学とユートピア——』思索社・1974年)
- Geoghegan, C. (2017), “Clara Geoghegan: Bring on the Cooperative, Catholic Revolution,” <https://www.catholicweekly.com.au/clara-geoghegan-bring-on-the-cooperative-catholic-revolution/> (2023年7月25日最終アクセス)
- Gibson-Graham, J. K. (2003), Enabling Ethical Economies: Cooperativism and Class, *Critical Sociology*, Volume 29, issue 2.
- Gibson-Graham, J. K. (2006a), *The end of capitalism (as we knew it) : a feminist critique of political economy* : University of Minnesota Press.
- Gibson-Graham, J. K. (2006b), *A Postcapitalist Politics (english edition)* : University of Minnesota Press.
- Harvey, D. (2014), *Seventeen Contradictions and the End of Capitalism* : Oxford University Press. (大屋定晴ほか訳『資本主義の終焉——資本の17の矛盾とグローバル経済の未来——』作品社・2017年)
- Kautsky, K. (1926), *Thomas More und seine Utopie mit einer historischen Einleitung*, 6. Auflage : J.H.W. Dietz Nachf. (渡辺義晴訳『トーマス・モアとそのユートピア』東京教育書林・1957年)
- Kropotkin, K. (1902), *Mutual Aid: A Factor of Evolution*, London: McClure Phillips & Co. (ク

ロポトキン著 (大杉栄訳)『(新装) 増補修訂版 相互扶助論』同時代社・2017年[同時代社編集部増補修訂]

- Lefranc, G. (1966), *Histoire des doctrines sociales*, Paris ; Aubier-Montaigne. (花崎皋平訳『現代ヨーロッパ社会思想史 (上) (下)』社会思想社・1976年)
- Molina, F. & Miguez, A. (2008), “The Origins of Mondragon: Catholic Co-Operativism and Social Movement in a Basque Valley (1941-59),” *Social History*, Vol. 33 No. 3 August 2008, pp. 284-298.
- Ruskin, J. (1860), *Unto This Last*, Essays from the Cornhill Magazine 1860, reprinted as *Unto This Last* in 1862. (飯塚一郎・木村正身訳『この最後の者にも/ごまとゆり』中央公論新社・2008年)
- Santocildes, M. E. et al. (2021), *Story of social economy in the Basque Country*, Aitziber Mugarra Elorriaga, 2021.
- Schneider, N. (2018), *Everything for Everyone: The Radical Tradition that Is Shaping the Next Economy*, Nation Books. (月谷真紀訳『ネクスト・シェア—ポスト資本主義を生み出す「協同」プラットフォーム』東洋経済・2020年)
- Streeck, W. (2013), *Gekaufte Zeit. Die vertagte Krise des demokratischen Kapitalismus*, Berlin: Suhrkamp Verlag. (鈴木直訳『時間かせぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか』みすず書房・2016年)
- Webb, S. & Webb, B. (1921), *The Consumer's Co-operative Movement*, London: Longmans, Green and Co.
- Wild, O. (1891), *The Soul of Man Under Socialism*, in *Fortnightly Review*. (西村孝次訳『社会主義下の人間の魂 (The Soul of Man Under Socialism)』『オスカー・ワイルド全集4』青土社・1989年所収)

(あけだ つくる)



## JAに対して人的資本投資の 可視化を求める意見に思うこと

2023年6月に閣議決定された規制改革実施計画で「農林水産省は、人的資本投資の可視化指針など他産業の取り組みを参考にして、各農協の状況を比較可能な中で定量的・客観的に把握しつつ、農協における人的資本投資を促進する方策を検討し、必要な措置を講じる」旨が記された。これは最近の人的資本開示のトレンドをそのままJAに当てはめようとする発想であり、直接「開示」に言及していないが「比較可能性」に重きを置いていることに懸念を覚えた。

最近、「人的資本」という言葉をよく聞く。米国では2020年に米国証券取引委員会が上場企業に対し人的資本に関する情報開示を義務付けた。欧州でも同様の動きがあり、日本も2021年6月に金融庁と東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コードに人的資本の開示を追加した。2022年5月には経済産業省が「人材版伊藤レポート2.0」を、8月に内閣官房が「人的資本可視化指針」を公表した。金融庁は2023年3月期の有価証券報告書から人的資本と多様性に関する開示を求めた。

政府のとりまとめでは人的資本投資と開示は車の両輪であると強調する。とはいえ、上場企業を前提とした開示議論を協同組合であるJAに当てはめることについて懸念が3点ある。

一つ目は、比較可能性のための開示項目を起点とする人的資本投資によって所定の開示項目を埋めることに目的がすり替わることへの懸念である。埋めるだけでは、めざすべき自JAの経営戦略と人材戦略との結びつきにもとづく人的資本投資は実現しない。可視化指針でも比較可能性を推奨しつつも、比較可能性ばかり追求することを強く諫めている。

二つ目は、協同組合における出資は上場企業のように投資を呼び込む目的ではないにもかかわらず、組合員の関心を投資効率に誘導することへの懸念である。巷で議論されるのは金融商品取引法の話だから投資マネー集めが目的である。したがって人的資本可視化指針では人的資本経営の施策をROEやROICにつ

なぐ逆ツリーを提示している。すなわち、人的資本投資の可視化とは人への投資の可視化とあわせて投資効率の可視化を意味する。しかしそのような投資効率を可視化する便利な公式は存在しないため、日本の上場企業は人への投資による付加価値向上を経済価値としてロジックで示すことに苦慮している。

三つ目は、開示重視の根底にある「実績指標を測定し、公開して競い合わせることが全体により良い結果を生むはず」という新自由主義的考え方への懸念である。資本主義の歴史を専門分野とするミューラー教授は著書『測りすぎ』のなかで非営利企業において株価に代わる指標開発と開示をすすめる動きに警鐘を鳴らしている。人的資本投資が株価に代わる指標になることが心配である。

もともと、「人的資本」はゲーリー・ベッカー等のシカゴ学派を中心に展開されてきた用語とされている。だから、ヒトを使っていかに収益拡大や費用削減を通じて企業利益を実現するのか、という考え方に立つ限り、人的資本経営と「人を大切にする経営」とは同意義ではない。

人的資本を貸借対照表上の資産として計上することを禁止されているが、JAには「のれん」ともいうべき安定性や信頼性等という目に見えない資産がある。日常の事業活動を支えているそれらの目に見えない資産は、JAが人と人がつながった人的結合体として過去からの組合員とのつながりや組合員・役員・職員の知識・能力・特性が積みあがったものである。そのため、JAにおける人的資本は決して財務的な力ネだけでとらえ切れない。

加えて、協同組合原則の第5原則にある通り、組合員・役員・職員は相互に影響しあいながらそれぞれの成長に関わっている。したがって、人材育成の情報開示の対象は組合員教育、役員教育、職員教育と多岐にわたるはずだ。

JAにおける開示は投資目的ではなく、組合員との情報の非対称性を是正し、組合員の参加・参画を促すことが目的であるのだから、組合員・役員・職員が「協同組合は人の組織」との共通認識を持つこと自体が、JAらしい人を大切にする人的資本経営である。

**(一般社団法人 日本協同組合連携機構 常務理事 藤井晶啓・ふじい あきひろ)**



河原林孝由基・村田 武 著

## 『窒素過剰問題と ドイツの有機農業』

窒素肥料は施肥の基幹であり、近代農業技術の中軸となってきた。いま窒素肥料の多くは、空気中の窒素ガス（N<sub>2</sub>）を電氣的に固定しアンモニアを作る技法で製造され、資源的には無尽蔵だとされてきた。それはハーバー・ボッシュ法というやり方であり、1913年に開発された。「空気からパンを作る」と形容されるほど画期的な発明だった（本書12ページ）。

だが、その窒素肥料が地球環境の悪化に大きな役割を果たしてしまっているとの厳しい批判がドイツから発信されているのだ。本書ではそのドイツ発の警告の内容と、それについて彼国において進められている農業面での対応策について分かりやすく紹介している。

農業面での対策の中心は、有機農業の本格的推進である。

欧米での有機農業については、コーデックスによる国際的標準化に従いつつも、各国でそれぞれ独自のあり方も追求されている。ドイツでは「バイオダイナミック農法」、イギリスでは「オーガニック」、フラ

ンスでは「バイオ」などである。これらの有機農業の諸流派のなかで、ドイツの「バイオダイナミック農法」はかなり独特で、そこでは工業的な窒素肥料の排斥が強く提唱されている。ドイツでのこの動きは日本ではあまり詳しくは知られてこなかった。この点の紹介も本書の大きなメリットである。

有機農業については日本にもさまざまな流派があるが、ドイツのバイオダイナミック農法は、考え方としては日本での自然農法・自然農などとの共通性が強いようだ。

ドイツは欧米諸国のなかでも環境農業政策の推進、有機農業の推進において最も先進的な国として知られているが、そこで中心的に位置づけられている農法は、日本の自然農法・自然農などともよく似た方向だということも、本書を読んで強く印象に残ったことだった。

本書の構成は次のようである。

はじめに 有機農業のパーパス（存在意義）を考える

第1章 有機農業と物質循環

第2章 デメーテル・バイオダイナミック農法

第3章 連邦政府の「畜産基準の表示義務法」案

#### 第4章 畜産の将来をめぐる議論への中小農民団体（AbL）の「意見書」

「はじめに」「第1章」「第2章」がおおよそ一括りで、「窒素過剰問題」を軸とした農業技術論についての政策理論の解説で、本書の中心となっている。

「第3章」「第4章」はドイツでの「窒素過剰問題」の現実的中心をなしている大規模畜産についての政策動向の紹介で、「家畜福祉」の視点からの畜産規制と中小農業への誘導の方向が提示されている。

ここでは「はじめに」「第1章」「第2章」について紙数の許す範囲で少し紹介してみたい。

「はじめに」では有機農業のパーパス（存在意義）として「地球上の生命の生存基盤である健全な物質循環を取り戻す」ことにあると述べている。有機農業についての従来の議論と比して、相当に踏み込んだ認識が示されている。ドイツでの現地調査から感受された著者らの強い思いなのだろう。評者なりにこの認識をさらに敷衍すれば、それは地球環境問題論義そのもののパーパスであり、ドイツでは有機農業はその中軸に位置づけられてきている、ということになる。

「第1章」では地球環境論としての大問題として「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の大量排出は言をまたないが、もう一つ大量に放出しつつづけている物質がある。窒素（N、窒素化合物を含む）である」としている。「有機農業のパイオニアたちはその変化を直感的に感じ取り、人類、否、地球上の生命の生存基盤である健全な物質循環を取り戻すことに挑戦してきたといえる」とも述べている。

「第2章」では、ドイツにおける有機農業のそうした先駆的な取り組みとしてバイオダイナミック農法の技術基準の概要や実践事例が紹介されている。

実践事例としては旧東独地域の「マリエンハーエ農場」と「ゲルトナーホーフ・シュタウデンミュラー」が紹介されている。いずれも有畜複合で経営内循環が豊かに構築されていて、優れた農産物加工にも取り組み、消費者参加も追求されている実に示唆的な優れた事例である。

両著者は本書に先だって『ゲルトナーホーフー移住就農小規模園芸農場ー』も訳出刊行されている（筑波書房、2023年）。併せて読まれることをお勧めしたい。

——筑波書房 2023年5月

定価990円（税込）80頁——

（茨城大学 名誉教授

中島紀一・なかじま きいち）

# 統計資料

## 目次

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....          | (59) |
| 2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....  | (59) |
| 3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) ..... | (59) |
| 4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....          | (60) |
| 5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....               | (60) |
| 6. 農業協同組合 主要勘定 .....                    | (60) |
| 7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....               | (62) |
| 8. 漁業協同組合 主要勘定 .....                    | (62) |
| 9. 金融機関別預貯金残高 .....                     | (63) |
| 10. 金融機関別貸出金残高 .....                    | (64) |

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部  
T E L 03 (6362) 7752  
F A X 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 「0」 単位未満の数字 | 「-」 皆無または該当数字なし |
| 「…」 数字未詳    | 「△」 負数または減少     |
| 「*」 訂正数字    | 「P」 速報値         |

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

| 年 月 日   | 預 金        | 発行債券      | そ の 他      | 現 金<br>預 け 金 | 有価証券       | 貸 出 金      | そ の 他      | 貸借共<br>通 計  |
|---------|------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|
| 2018. 6 | 67,168,178 | 1,644,713 | 34,949,120 | 28,020,854   | 51,802,226 | 11,067,971 | 12,870,960 | 103,762,011 |
| 2019. 6 | 66,913,337 | 1,126,477 | 32,617,229 | 21,258,432   | 52,837,450 | 17,042,985 | 9,518,176  | 100,657,043 |
| 2020. 6 | 66,119,194 | 679,680   | 35,724,801 | 20,131,725   | 54,739,090 | 18,178,601 | 9,474,259  | 102,523,675 |
| 2021. 6 | 65,132,310 | 331,439   | 33,972,801 | 19,886,160   | 44,970,885 | 19,980,268 | 14,599,237 | 99,436,550  |
| 2022. 6 | 64,166,425 | 348,057   | 34,680,751 | 15,849,455   | 43,122,827 | 19,391,379 | 20,831,572 | 99,195,233  |
| 2023. 1 | 63,313,089 | 402,301   | 31,003,909 | 22,154,868   | 39,886,992 | 14,901,629 | 17,775,810 | 94,719,299  |
| 2       | 63,704,988 | 404,062   | 29,897,767 | 21,687,117   | 40,181,612 | 14,881,148 | 17,256,940 | 94,006,817  |
| 3       | 63,532,977 | 455,034   | 23,564,465 | 21,331,808   | 39,928,446 | 14,813,218 | 11,479,004 | 87,552,476  |
| 4       | 64,219,732 | 446,710   | 31,456,308 | 23,299,056   | 42,607,132 | 14,985,009 | 15,231,553 | 96,122,750  |
| 5       | 63,927,769 | 450,808   | 34,244,570 | 20,750,323   | 46,166,726 | 15,280,320 | 16,425,778 | 98,623,147  |
| 6       | 65,607,138 | 453,747   | 35,454,714 | 20,325,677   | 48,354,342 | 15,240,352 | 17,595,228 | 101,515,599 |

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2023年6月末現在

(単位 百万円)

| 団 体 別         | 定期預金       | 通知預金  | 普通預金      | 当座預金   | 別段預金      | 公金預金  | 計          |
|---------------|------------|-------|-----------|--------|-----------|-------|------------|
| 農 業 団 体       | 51,001,946 | -     | 5,237,116 | 129    | 11,291    | -     | 56,250,482 |
| 水 産 団 体       | 1,926,417  | -     | 149,241   | -      | 33        | -     | 2,075,691  |
| 森 林 団 体       | 2,492      | -     | 5,569     | 3      | 210       | -     | 8,273      |
| そ の 他 会 員     | 1,179      | -     | 14,338    | -      | -         | -     | 15,517     |
| 会 員 計         | 52,932,034 | -     | 5,406,263 | 131    | 11,535    | -     | 58,349,963 |
| 会 員 以 外 の 者 計 | 712,245    | 7,833 | 627,672   | 69,516 | 5,835,641 | 4,268 | 7,257,176  |
| 合 計           | 53,644,279 | 7,833 | 6,033,936 | 69,647 | 5,847,175 | 4,268 | 65,607,139 |

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 217,095百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2023年6月末現在

(単位 百万円)

| 団 体 別      | 証 書 貸 付    | 手 形 貸 付 | 当 座 貸 越   | 割 引 手 形 | 計          |
|------------|------------|---------|-----------|---------|------------|
| 系 農 業 団 体  | 1,038,094  | 934     | 122,173   | -       | 1,161,202  |
| 統 開 拓 団 体  | -          | -       | -         | -       | -          |
| 水 産 団 体    | 47,087     | 922     | 8,853     | -       | 56,861     |
| 森 林 団 体    | 1,392      | 493     | 2,701     | 6       | 4,592      |
| そ の 他 会 員  | 1,500      | 190     | 20        | -       | 1,710      |
| 会 員 小 計    | 1,088,074  | 2,539   | 133,746   | 6       | 1,224,365  |
| その他系統団体等小計 | 148,102    | 4,031   | 59,958    | -       | 212,090    |
| 等 計        | 1,236,176  | 6,570   | 193,704   | 6       | 1,436,455  |
| 関 連 産 業    | 5,153,197  | 55,410  | 979,335   | 2,002   | 6,189,945  |
| そ の 他      | 7,437,808  | 266     | 175,879   | -       | 7,613,953  |
| 合 計        | 13,827,181 | 62,246  | 1,348,918 | 2,008   | 15,240,353 |

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

| 年 月 末   | 預 金        |            |            | 譲 渡 性 預 金 | 発 行 債 券 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|---------|
|         | 当 座 性      | 定 期 性      | 計          |           |         |
| 2023. 1 | 9,399,004  | 53,914,085 | 63,313,089 | -         | 402,301 |
| 2       | 9,673,645  | 54,031,343 | 63,704,988 | -         | 404,062 |
| 3       | 9,391,624  | 54,141,353 | 63,532,977 | -         | 455,034 |
| 4       | 10,213,669 | 54,006,063 | 64,219,732 | -         | 446,710 |
| 5       | 10,104,565 | 53,823,204 | 63,927,769 | -         | 450,808 |
| 6       | 11,962,127 | 53,645,011 | 65,607,138 | -         | 453,747 |
| 2022. 6 | 9,297,572  | 54,868,853 | 64,166,425 | -         | 348,057 |

(借 方)

| 年 月 末   | 現 金    | 預 け 金      | 有 価 証 券    |           | 商品有価証券 | 買 入 手 形 | 手 形 貸 付 |
|---------|--------|------------|------------|-----------|--------|---------|---------|
|         |        |            | 計          | う ち 国 債   |        |         |         |
| 2023. 1 | 46,323 | 22,108,545 | 39,886,992 | 7,686,409 | 278    | -       | 66,319  |
| 2       | 53,513 | 21,633,603 | 40,181,612 | 7,364,307 | 288    | -       | 61,968  |
| 3       | 46,981 | 21,284,826 | 39,928,446 | 6,928,235 | 20     | -       | 62,954  |
| 4       | 34,314 | 23,264,741 | 42,607,132 | 7,057,859 | -      | -       | 64,239  |
| 5       | 42,788 | 20,707,534 | 46,166,726 | 7,327,109 | 1,534  | -       | 55,881  |
| 6       | 45,238 | 20,280,439 | 48,354,342 | 7,347,331 | 1,539  | -       | 62,245  |
| 2022. 6 | 40,449 | 15,809,006 | 43,122,827 | 8,574,568 | -      | -       | 139,951 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

| 年 月 末   | 貸 方        |            |           |           |           |
|---------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|         | 貯 金        |            | 譲 渡 性 貯 金 | 借 入 金     | 出 資 金     |
|         | 計          | う ち 定 期 性  |           |           |           |
| 2023. 1 | 67,994,838 | 66,569,701 | 879,501   | 1,292,715 | 2,577,845 |
| 2       | 68,063,604 | 66,497,830 | 883,272   | 1,291,915 | 2,577,845 |
| 3       | 67,303,472 | 65,972,656 | 866,601   | 1,147,632 | 2,596,340 |
| 4       | 67,737,057 | 66,141,016 | 847,780   | 1,147,615 | 2,596,340 |
| 5       | 67,146,838 | 65,843,483 | 869,895   | 1,147,614 | 2,596,339 |
| 6       | 67,879,470 | 66,341,789 | 967,973   | 999,015   | 2,596,339 |
| 2022. 6 | 68,923,759 | 67,413,534 | 887,497   | 1,552,093 | 2,549,618 |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

| 年 月 末    | 貸 金        |            |             | 方 借 入 金 |         |
|----------|------------|------------|-------------|---------|---------|
|          | 貯 金        |            |             | 計       | うち信用借入金 |
|          | 当 座 性      | 定 期 性      | 計           |         |         |
| 2022. 12 | 48,524,440 | 61,518,205 | 110,042,645 | 596,157 | 528,319 |
| 2023. 1  | 48,104,876 | 61,228,432 | 109,333,308 | 603,681 | 537,008 |
| 2        | 48,649,220 | 60,723,536 | 109,372,756 | 608,072 | 542,079 |
| 3        | 48,678,601 | 59,966,506 | 108,645,107 | 585,222 | 516,480 |
| 4        | 49,115,321 | 59,960,700 | 109,076,021 | 597,291 | 528,640 |
| 5        | 48,638,654 | 59,905,841 | 108,544,495 | 611,388 | 542,118 |
| 2022. 5  | 46,572,751 | 62,065,240 | 108,637,991 | 716,221 | 640,873 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| コ ー ル マ ネ ー | 受 託 金     | 資 本 金     | そ の 他      | 貸 方 合 計     |
|-------------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 1,460,000   | 1,420,148 | 4,040,198 | 24,083,563 | 94,719,299  |
| -           | 904,602   | 4,040,198 | 24,952,967 | 94,006,817  |
| 390,000     | 797,420   | 4,040,198 | 18,336,847 | 87,552,476  |
| 2,830,800   | 1,105,930 | 4,040,198 | 23,479,380 | 96,122,750  |
| 3,090,000   | 822,921   | 4,040,198 | 26,291,451 | 98,623,147  |
| 2,184,100   | 1,496,432 | 4,040,198 | 27,733,984 | 101,515,599 |
| -           | 1,317,081 | 4,040,198 | 29,323,472 | 99,195,233  |

| 貸 出 金      |           |         |            | コ ー ル ン | そ の 他      | 借 方 合 計     |
|------------|-----------|---------|------------|---------|------------|-------------|
| 証 書 貸 付    | 当 座 貸 越   | 割 引 手 形 | 計          |         |            |             |
| 13,370,049 | 1,463,683 | 1,577   | 14,901,629 | -       | 17,775,532 | 94,719,299  |
| 13,438,176 | 1,379,392 | 1,610   | 14,881,148 | -       | 17,256,653 | 94,006,817  |
| 13,344,572 | 1,404,197 | 1,492   | 14,813,218 | -       | 11,478,985 | 87,552,476  |
| 13,665,765 | 1,253,232 | 1,772   | 14,985,009 | -       | 15,231,554 | 96,122,750  |
| 13,958,438 | 1,264,171 | 1,828   | 15,280,320 | -       | 16,424,245 | 98,623,147  |
| 13,827,180 | 1,348,917 | 2,008   | 15,240,352 | -       | 17,593,689 | 101,515,599 |
| 17,953,638 | 1,295,915 | 1,873   | 19,391,379 | -       | 20,831,572 | 99,195,233  |

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金    | 借          |            | 方       |           |            |           |                   |
|--------|------------|------------|---------|-----------|------------|-----------|-------------------|
|        | 預 け 金      |            | コールローン  | 金銭の信託     | 有 価 証 券    | 貸 出 金     |                   |
|        | 計          | う ち 系 統    |         |           |            | 計         | う ち 金 融 機 関 貸 付 金 |
| 74,652 | 42,284,247 | 42,214,865 | 60,000  | 1,700,786 | 19,353,648 | 8,784,608 | 2,311,067         |
| 74,114 | 42,318,101 | 42,250,233 | 60,000  | 1,716,205 | 19,311,329 | 8,812,688 | 2,331,436         |
| 93,565 | 41,719,945 | 41,640,844 | 100,000 | 1,747,829 | 19,212,093 | 8,751,243 | 2,334,704         |
| 90,409 | 42,501,703 | 42,353,490 | 60,000  | 1,720,628 | 18,845,770 | 8,683,925 | 2,325,569         |
| 85,154 | 42,071,954 | 41,999,294 | 70,000  | 1,733,010 | 18,770,486 | 8,673,518 | 2,303,710         |
| 80,289 | 42,861,403 | 42,802,949 | 80,000  | 1,747,669 | 18,729,648 | 8,594,063 | 2,290,036         |
| 82,355 | 42,083,434 | 42,018,684 | 75,000  | 1,623,298 | 21,092,601 | 8,577,614 | 2,235,056         |

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 借 方     |            |            |            |           |            |                   | 報 告<br>組 合 数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|------------|-------------------|--------------|
| 現 金     | 預 け 金      |            | 有価証券・金銭の信託 |           | 貸 出 金      |                   |              |
|         | 計          | う ち 系 統    | 計          | う ち 国 債   | 計          | う ち 公 庫<br>(農)貸付金 |              |
| 490,843 | 80,546,176 | 80,164,393 | 6,261,731  | 2,761,444 | 23,611,803 | 117,479           | 552          |
| 457,696 | 79,834,663 | 79,448,682 | 6,254,800  | 2,766,929 | 23,625,214 | 117,546           | 552          |
| 426,819 | 79,966,082 | 79,576,677 | 6,256,177  | 2,765,906 | 23,693,993 | 118,416           | 548          |
| 435,955 | 79,247,175 | 78,847,043 | 6,150,279  | 2,700,162 | 23,826,074 | 118,247           | 546          |
| 441,421 | 79,636,845 | 79,241,263 | 6,259,651  | 2,741,954 | 23,885,362 | 118,999           | 538          |
| 450,665 | 78,861,994 | 78,457,425 | 6,322,255  | 2,757,506 | 24,033,966 | 118,320           | 538          |
| 442,362 | 80,415,657 | 80,086,909 | 5,683,993  | 2,387,511 | 23,360,457 | 125,953           | 552          |

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

| 年 月 末   | 貸 方       |           |        |        | 借 方    |           |           |         |         |
|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---------|---------|
|         | 貯 金       |           | 借 用 金  | 出 資 金  | 現 金    | 預 け 金     |           | 有 価 証 券 | 貸 出 金   |
|         | 計         | うち定期性     |        |        |        | 計         | うち系統      |         |         |
| 2023. 3 | 2,540,222 | 1,638,428 | 47,403 | 58,510 | 18,865 | 2,009,190 | 1,975,251 | 95,464  | 477,710 |
| 4       | 2,523,263 | 1,634,099 | 47,983 | 58,509 | 18,553 | 1,987,269 | 1,946,238 | 95,716  | 478,982 |
| 5       | 2,516,825 | 1,626,392 | 47,583 | 58,509 | 19,151 | 1,972,016 | 1,922,134 | 96,053  | 488,603 |
| 6       | 2,532,942 | 1,634,829 | 45,383 | 58,509 | 18,345 | 1,985,293 | 1,929,333 | 95,417  | 490,450 |
| 2022. 6 | 2,466,741 | 1,625,906 | 74,974 | 58,373 | 18,619 | 1,979,971 | 1,957,231 | 89,249  | 477,873 |

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 年 月 末    | 貸 方     |         |        |               |            | 借 方   |         |         |            |         |               | 報 告<br>組合数 |
|----------|---------|---------|--------|---------------|------------|-------|---------|---------|------------|---------|---------------|------------|
|          | 貯 金     |         | 借 入 金  |               | 払込済<br>出資金 | 現 金   | 預 け 金   |         | 有 価<br>証 券 | 貸 出 金   |               |            |
|          | 計       | うち定期性   | 計      | うち信用<br>借 入 金 |            |       | 計       | うち系統    |            | 計       | うち公庫<br>(農)資金 |            |
| 2023 . 1 | 839,526 | 419,352 | 67,788 | 42,215        | 97,646     | 6,640 | 875,827 | 868,400 | -          | 104,434 | 2,226         | 74         |
| 2        | 833,017 | 415,517 | 67,648 | 41,754        | 97,653     | 6,232 | 867,068 | 859,682 | -          | 104,180 | 2,184         | 74         |
| 3        | 837,242 | 414,185 | 62,107 | 42,035        | 97,379     | 5,695 | 868,423 | 861,156 | -          | 103,174 | 2,175         | 74         |
| 4        | 827,319 | 411,368 | 61,958 | 41,635        | 97,398     | 5,902 | 857,243 | 849,653 | -          | 104,895 | 2,103         | 74         |
| 2022 . 4 | 798,716 | 417,734 | 74,644 | 48,214        | 97,884     | 5,629 | 828,555 | 820,816 | -          | 114,597 | 2,907         | 75         |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

|          |          | 農 協       | 信 農 連     | 都市銀行        | 地方銀行        | 第二地方銀行    | 信用金庫      | 信用組合      |         |
|----------|----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 残高       | 2020 . 3 | 1,041,148 | 667,436   | 3,929,329   | 2,777,707   | 624,155   | 1,452,678 | 211,724   |         |
|          | 2021 . 3 | 1,068,700 | 681,807   | 4,332,234   | 3,054,406   | 675,160   | 1,555,960 | 224,049   |         |
|          | 2022 . 3 | 1,083,421 | 681,588   | 4,474,944   | 3,181,644   | 670,555   | 1,588,700 | 229,806   |         |
|          | 2022 . 6 | 1,098,733 | 689,238   | 4,436,312   | 3,221,788   | 682,379   | 1,624,784 | 235,995   |         |
|          |          | 7         | 1,096,603 | 687,967     | 4,444,683   | 3,213,705 | 681,628   | 1,621,722 | 235,623 |
|          |          | 8         | 1,098,016 | 689,779     | 4,455,048   | 3,203,784 | 680,117   | 1,624,404 | 235,997 |
|          |          | 9         | 1,092,653 | 681,714     | 4,433,173   | 3,182,461 | 678,501   | 1,621,384 | 236,609 |
|          |          | 10        | 1,097,913 | 685,216     | 4,475,790   | 3,191,029 | 680,900   | 1,625,781 | 236,244 |
|          |          | 11        | 1,094,459 | 682,104     | 4,536,284   | 3,205,024 | 680,462   | 1,621,253 | 236,021 |
|          | 2023 . 1 | 1,100,426 | 684,452   | 4,437,758   | 3,221,070   | 686,965   | 1,628,378 | 237,350   |         |
|          |          | 2         | 1,093,333 | 679,948     | 4,521,556   | 3,198,047 | 679,221   | 1,620,102 | 236,328 |
|          |          | 3         | 1,093,728 | 680,636     | 4,520,488   | 3,204,843 | 680,545   | 1,622,668 | 236,775 |
|          |          | 4         | 1,086,451 | 673,035     | 4,636,249   | 3,247,058 | 685,240   | 1,602,802 | 234,123 |
|          |          | 5         | 1,090,760 | 677,371     | 4,660,231   | 3,271,090 | 693,402   | 1,630,891 | 237,569 |
|          |          | 6         | 1,085,445 | 671,468     | 4,692,533   | 3,260,253 | 688,398   | 1,623,621 | 236,618 |
|          | 6 P      | 1,097,488 | 678,795   | P 4,575,066 | P 3,272,502 | P 693,886 | 1,632,730 | 238,530   |         |
|          | 前年同月比増減率 | 2020 . 3  | 0.9       | 0.5         | 4.6         | 3.6       | △4.7      | 1.2       | 2.2     |
|          |          | 2021 . 3  | 2.6       | 2.2         | 10.3        | 10.0      | 8.2       | 7.1       | 5.8     |
| 2022 . 3 |          | 1.4       | △0.0      | 3.3         | 4.2         | △0.7      | 2.1       | 2.6       |         |
| 2022 . 6 |          | 1.0       | △1.0      | 3.1         | 3.4         | 1.9       | 1.7       | 2.4       |         |
|          |          | 7         | 1.0       | △0.8        | 3.8         | 3.4       | 2.0       | 1.7       | 2.2     |
|          |          | 8         | 0.9       | △1.0        | 3.5         | 3.1       | 2.0       | 1.4       | 2.2     |
|          |          | 9         | 0.8       | △1.3        | 2.8         | 3.0       | 2.1       | 1.5       | 2.3     |
|          |          | 10        | 0.8       | △1.1        | 3.6         | 2.8       | 1.9       | 1.3       | 1.9     |
|          |          | 11        | 0.8       | △1.2        | 4.2         | 2.9       | 2.0       | 1.2       | 2.0     |
| 2023 . 1 |          | 0.8       | △1.2      | 3.2         | 2.4         | 2.1       | 1.1       | 2.0       |         |
|          |          | 2         | 0.7       | △1.0        | 3.7         | 2.4       | 2.0       | 1.1       | 1.9     |
|          |          | 3         | 0.5       | △1.1        | 3.5         | 2.2       | 2.0       | 0.9       | 1.9     |
|          |          | 4         | 0.3       | △1.3        | 3.6         | 2.1       | 2.2       | 0.9       | 1.9     |
|          |          | 5         | 0.1       | △1.2        | 4.1         | 2.2       | 2.0       | 0.8       | 1.5     |
|          |          | 6         | △0.1      | △1.6        | 4.0         | 1.9       | 1.9       | 0.6       | 1.4     |
| 6 P      |          | △0.1      | △1.5      | P 3.1       | P 1.6       | P 1.7     | 0.5       | 1.1       |         |

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

|          |          |          | 農 協      | 信 農 連     | 都市銀行          | 地方銀行          | 第二地方銀行     | 信用金庫     | 信用組合     |      |
|----------|----------|----------|----------|-----------|---------------|---------------|------------|----------|----------|------|
| 残高       | 2020 . 3 |          | 211 ,038 | 63 ,300   | 1 ,966 ,560   | 2 ,192 ,275   | 489 ,890   | 726 ,752 | 118 ,549 |      |
|          | 2021 . 3 |          | 215 ,956 | 65 ,451   | 2 ,072 ,988   | 2 ,294 ,424   | 523 ,448   | 784 ,374 | 126 ,299 |      |
|          | 2022 . 3 |          | 223 ,370 | 64 ,411   | 2 ,068 ,312   | 2 ,365 ,386   | 519 ,480   | 788 ,013 | 129 ,855 |      |
|          | 2022 . 6 |          | 225 ,812 | 63 ,426   | 2 ,074 ,240   | 2 ,381 ,717   | 524 ,125   | 785 ,825 | 129 ,895 |      |
|          | 7        |          | 226 ,563 | 63 ,741   | 2 ,075 ,599   | 2 ,396 ,803   | 527 ,055   | 787 ,864 | 130 ,245 |      |
|          | 8        |          | 226 ,969 | 64 ,489   | 2 ,082 ,903   | 2 ,404 ,862   | 527 ,133   | 787 ,198 | 130 ,376 |      |
|          | 9        |          | 227 ,116 | 63 ,964   | 2 ,098 ,098   | 2 ,412 ,781   | 530 ,765   | 792 ,655 | 131 ,753 |      |
|          | 10       |          | 227 ,450 | 64 ,951   | 2 ,098 ,760   | 2 ,422 ,385   | 532 ,500   | 790 ,393 | 131 ,633 |      |
|          | 11       |          | 227 ,782 | 64 ,973   | 2 ,100 ,196   | 2 ,432 ,478   | 534 ,389   | 790 ,917 | 132 ,159 |      |
|          | 12       |          | 227 ,375 | 64 ,768   | 2 ,120 ,864   | 2 ,450 ,442   | 538 ,486   | 797 ,103 | 133 ,634 |      |
|          | 2023 . 1 |          | 227 ,382 | 64 ,735   | 2 ,117 ,697   | 2 ,450 ,112   | 536 ,291   | 792 ,921 | 133 ,540 |      |
|          | 2        |          | 228 ,009 | 64 ,813   | 2 ,117 ,922   | 2 ,457 ,959   | 537 ,138   | 793 ,004 | 133 ,891 |      |
|          | 3        |          | 229 ,419 | 64 ,165   | 2 ,132 ,297   | 2 ,470 ,331   | 540 ,284   | 798 ,305 | 134 ,898 |      |
|          | 4        |          | 229 ,970 | 63 ,584   | 2 ,126 ,992   | 2 ,474 ,829   | 540 ,312   | 796 ,947 | 134 ,733 |      |
|          | 5        |          | 231 ,332 | 63 ,698   | 2 ,127 ,765   | 2 ,477 ,124   | 540 ,658   | 794 ,984 | 134 ,645 |      |
|          | 6 P      |          | 232 ,177 | 63 ,040 P | 2 ,196 ,078 P | 2 ,497 ,167 P | 548 ,606 P | 795 ,834 | 135 ,042 |      |
|          | 前年同月比増減率 | 2020 . 3 |          | 1 .8      | 5 .9          | 1 .6          | 5 .3       | △5 .3    | 1 .0     | 3 .2 |
|          |          | 2021 . 3 |          | 2 .3      | 3 .4          | 5 .4          | 4 .7       | 6 .9     | 7 .9     | 6 .5 |
| 2022 . 3 |          |          | 3 .4     | △1 .6     | △0 .2         | 3 .1          | △0 .8      | 0 .5     | 2 .8     |      |
| 2022 . 6 |          |          | 3 .0     | △1 .6     | 1 .5          | 3 .1          | 2 .5       | 0 .2     | 2 .6     |      |
| 7        |          |          | 2 .9     | △1 .7     | 2 .1          | 3 .3          | 2 .7       | 0 .3     | 2 .6     |      |
| 8        |          |          | 2 .8     | △1 .0     | 2 .7          | 3 .8          | 2 .9       | 0 .5     | 2 .8     |      |
| 9        |          |          | 2 .8     | △0 .3     | 3 .3          | 3 .7          | 3 .4       | 0 .8     | 3 .2     |      |
| 10       |          |          | 2 .6     | 0 .1      | 3 .8          | 3 .9          | 3 .7       | 0 .7     | 3 .0     |      |
| 11       |          |          | 2 .6     | 0 .2      | 3 .5          | 4 .2          | 4 .1       | 1 .0     | 3 .5     |      |
| 12       |          |          | 2 .5     | 0 .1      | 4 .3          | 4 .3          | 3 .9       | 1 .1     | 3 .9     |      |
| 2023 . 1 |          |          | 2 .5     | 0 .1      | 4 .6          | 4 .4          | 4 .1       | 1 .1     | 4 .0     |      |
| 2        |          |          | 2 .5     | 0 .1      | 4 .0          | 4 .5          | 4 .0       | 1 .2     | 4 .1     |      |
| 3        |          |          | 2 .7     | △0 .4     | 3 .1          | 4 .4          | 4 .0       | 1 .3     | 3 .9     |      |
| 4        |          |          | 2 .7     | △0 .1     | 4 .0          | 4 .5          | 3 .8       | 1 .4     | 4 .1     |      |
| 5        |          |          | 2 .7     | 0 .1      | 4 .0          | 4 .4          | 3 .7       | 1 .3     | 3 .9     |      |
| 6 P      |          |          | 2 .8     | △0 .6 P   | 5 .9 P        | 4 .8 P        | 4 .7 P     | 1 .3     | 4 .0     |      |

(注) 1 表9 注1、注2に同じ。  
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。  
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館  
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）  
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館  
インターネット資料収集保存事業  
(WARP)  
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository\\_id:R200200057\)&lang=ja\\_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。  
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。  
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。  
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール [norinkinyu@nochuri.co.jp](mailto:norinkinyu@nochuri.co.jp)

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023年9月号第76巻第9号〈通巻931号〉9月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

## 印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社